

京都の文化財

第二十七集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定・登録等の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心が育まれてきました。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これからの社会においてますます大切になってきています。

この『京都の文化財』第二十七集は、源氏物語千年紀にちなんだ木造兜跋毘沙門天立像や白川金色院経塚遺物を初め、平成二十年度に本府が指定・登録等を行いました十三件の文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆様にも多大な御協力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成二十一年十一月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡例

- 一、本図録には、第二十七回京都府指定・登録等文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 名称員数（指定・登録の別）
 所在地の住所
 所有者
 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 時代
 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆名を明記した。

略 称

建	=	建造物
美工	=	美術工芸品
無形	=	無形文化財
史	=	史跡
文景	=	文化的景観



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

石清水八幡宮

撰社石清水社本殿

八幡市

1

撰社石清水社神水舎

撰社石清水社鳥居

校倉(宝蔵)

宝泉寺大師堂

南丹市

8

美術工芸品

絵画

絹本着色法然上人像

京都市(金戒光明寺)

11

彫刻

木造兜跋毘沙門天立像

京都市(廬山寺)

14

工芸品

九条袈裟 伝無閑普門所用

京都市(天授庵)

16

古文書

古久保家文書

京都府

18

附 文書箱

考古資料

白川金色院経塚遺物

宇治市

21

無形文化財

染織(絞り染)

市瀬 史朗

京都市

24

硝子工芸(鑄込み硝子)

石田 亘

京都市

26

硝子工芸(切子硝子)

渡邊 明

京都市

28

史跡名勝天然記念物

史跡

滝岡田古墳

与謝野町

30

文化的景観

井手町大正池とその水源かん養林景観

井手町

32

綾部市グンゼの近代製糸産業景観

綾部市

34

文化財紹介シリーズ⑩《無形民俗文化財(民俗技術)編》

36

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区

及び選定保存技術件数一覧

42

建造物

石清水八幡宮

三棟一基(指定)

八幡市八幡高坊

宗教法人 石清水八幡宮

撰社石清水社本殿

附

一間社流造、檜皮葺

瑞籬 一棟

折れ曲がり延長六間、うち門一所、目板瓦葺

棟札 六枚

修理従四月三日至五月下旬の記があるもの 一

天明八^改の記があるもの 一

文化十二季乙亥十月十五日の記があるもの 一

修復文化十二季乙亥の記があるもの 一

修復安政四年^{丁巳}十一月の記があるもの 一

修復安政四年^{丁巳}十一月の記があるもの 一

撰社石清水社神水舎

附

桁行一間、梁行一間、切妻造、妻入、本瓦葺

棟札 一枚

普請文俤十二季乙亥の記がある

撰社石清水社鳥居

石造明神鳥居

柱に寛永十三年^{丙子}八月の刻銘がある

校倉(宝蔵)

桁行三間、梁行二間、校倉、入母屋造、本瓦葺

建築年代 撰社石清水社本殿

江戸時代前期

寛文五年(一六六五)修復(実肘木墨書)

撰社石清水社神水舎

下部 寛永十五年(一六三八)〔刻銘〕

上部 文化十二年(一八一五)〔棟札〕

撰社石清水社鳥居

寛永十三年(一六三六)〔刻銘〕

校倉(宝蔵)

江戸時代中期

石清水八幡宮は、八幡市の北部、木津川南岸に位置する。境内は男山山上から東山麓に及び、山上には本宮本殿をはじめとする社殿等が、山麓には頓宮(御旅所)が所在し、山腹には表参道・裏参道が設けられている。

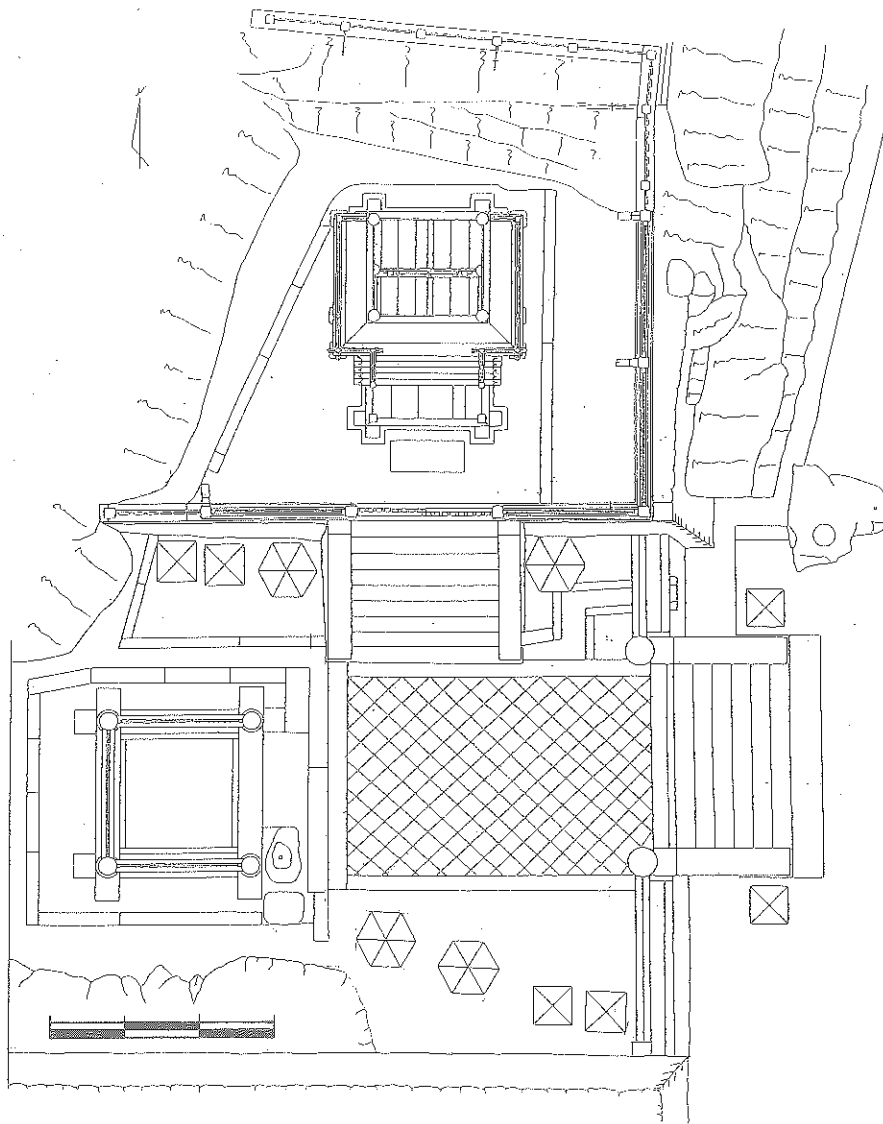
当宮は、貞観元年(八五九)に南都大安寺の僧行教が奏上し、清和天皇が宇佐八幡宮に準じた六宇の宝殿を造り、同二年八幡神を勧請して鎮護国家を祈ったのははじまりとする。創建以来皇室の崇敬が篤く、天皇・上皇の行幸・御幸は二四〇余度を数える。また、源氏が八幡神を祖神として崇敬したことにより武家の崇敬を集め、足利家の歴代将軍や、織田信長、徳川家康なども参詣している。

本宮の社殿は、保延六年(一一四〇)、延元三年(一二三八)、建徳二年(一一三七)、永正五年(一五〇八)と、炎上等により度々造替が行われた。近世以降は、慶長三年(一五九八)から同十三年にかけて豊臣秀頼により、寛永八年(一六三二)から同十一年にかけては徳川家光により造替が行われている。現在の社殿群のうち、本殿及び外殿・幣殿及び舞殿・楼門・東西門・廻廊をはじめ、撰社社殿・門等、計十五棟が寛永度造替時の建築、本宮西方約一キロメートルの境外飛地に^{しんがの}ある狩尾社本殿は慶長六年(一六〇二)の建築であると考えられ、これら十六棟と五輪塔一基が重要文化財に指定されている。

撰社石清水社は本宮の東方約一〇〇メートル、表・裏参道を山腹で繋ぐ参道際、岩盤が露出する場所に設けられている。この場所からは泉水が湧き出しており、「石清水」の名はこの湧泉^{うきせん}に由来するという。各建物は、岩盤の高低差を利用して、参道よりやや高い位置に東面して鳥居、その正面に東面して神水舎^{しんすいしや}を、その北側のさらに一段高い位置に、南面して本殿を設け、南・東面を瑞籬^{みずがき}で囲う

というもので、周辺環境と一体となった優れた構成を持つ。

当社は本宮鎮座以前の古社と伝える。沿革は詳らかでないが、『八幡宮寺縁事抄』に「一建武元年自五月比、石清水之色變紫色、数ヶ日也、前代未聞之、或水底動揺、或同、石清水社動揺云々」とみられ、石清水の存在が確認できる。その後の社殿に関しては、『八幡宮寺御造営之次第』に、「慶長三年 石清水社 本願人



摂社石清水社本殿・神水舎・鳥居 平面図 ※



摂社石清水社本殿・神水舎・鳥居 全景

山口玄番守」との記述が見られ、慶長三年（一五九八）に社殿の造営があつたことがわかる。『石清水八幡宮御修理造営之記』には、「元和四年（中略）清水社・水屋 造替」とあり、元和四年（一六一八）には本殿と水屋による社殿構成となっていたことが確認できる。寛永八年（一六三二）の「石清水八幡宮神社仏閣破損目録」には「修理分」として「石清水鎮守（鳥居・埵・水屋）」と記されていて、

鳥居の存在も確認され、寛永度の造替までには現在と同様の社殿構成が整えられていたものとみられる。

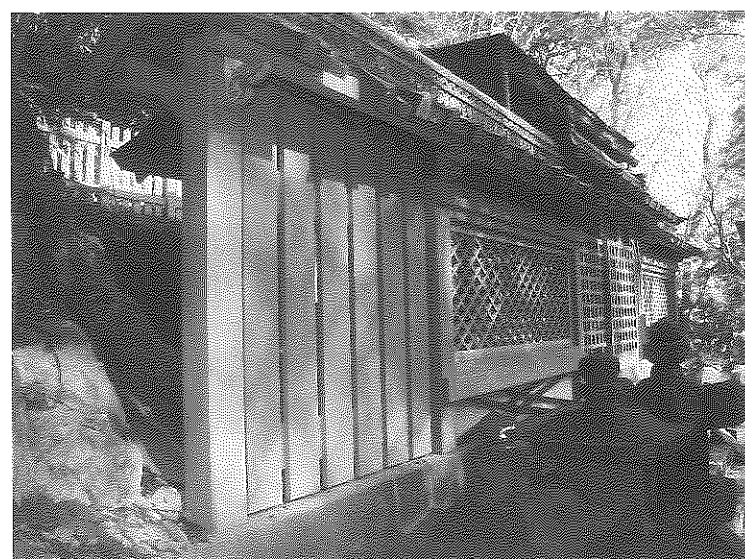
本殿は天之御中主神を祀る。建物は一間社流造、檜皮葺で、露出した岩盤の南・東面に石垣を築いた基壇上に設けられている。平面は、身舎の内部を内陣と外陣に分け、外側は三方に縁を廻し、此は木階五級と浜床を設ける。基礎は井桁状に組んだ切石の礎石とし、軸部は組上台上に身舎は丸柱、庇は角柱を建てて長押・貫で固める。組物を出三斗、中備を墓股とする。庇は柱頭を水引虹梁で繋いで両端を象鼻とし、組物を連三斗として牡丹の浮彫を施した手挟を組み、中備を墓股とする。柱間装置は内陣前に板唐戸を、外陣前に格子戸を嵌め殺しに納め、縁には刎高欄・脇障子を設ける。軒は二軒繁垂木で前面は打越の二軒とする。妻は



摂社石清水社本殿 側面



摂社石清水社本殿 妻廻り詳細



摂社石清水社本殿 附 瑞籬

虹梁大瓶束で臺状の意匠の笄形を付ける。破風には猪目懸魚を飾る。木部は当初から彩色等が施されていたと考えられ、丹塗を基本に、身舎内法長押と庇虹梁より上部には極彩色を、垂木木口と木階・高欄廻りには飾金物を施す。社殿は古文書等から慶長度・元和度と造替等が行われたと考えられる。また、明暦二年（一六五六）に八幡宮社家が京都所司代に提出した修理対象建物の目録（田中家文書）の中にも石清水社の名が見られ、寛文度の造替の対象として考えられていたことが分かる。一方、平成七年の修理時に、向拝墓股上の実肘木上面から「修復寛文五歳」の墨書が発見され、寛文五年（一六六五）には修復が行われたことが確認された。以上のことから、現在の本殿は寛文以前の、江戸時代前期の建築であるとみられる。

その後の修理の経過等については、墨書や記録、棟札が多数残されており、詳しく知ることができる。本殿背面幕股上の実肘木裏面の墨書によると、元禄六年（一六九三）に彩色を伴う修理が行われた。『八幡宮末社修理料勘定目録』（石清水書之四）によると、享保十五年（一七三〇）には石清水社の葺替と石垣修理が行われた。その後は、棟札の記述から、宝暦三年（一七五三）に屋根葺替、土台等の取替と彩色・飾金物の修理、天明八年（一七八八）には屋根葺替と彩色修理、文化十二年（一八一五）には屋根葺替と彩色修理等、安政四年（一八五七）には屋根葺替、彩色・飾金物修理等が行われたことがわかる。

なお、近世の六枚の棟札のうち、天明と安政のものは、神水舎等の他の建物も含めた記述となっている。また、実肘木墨書や棟札には、修理関係者のほか、大工・檜皮師・彩色師等の名が記されている。このうち、一部が欠失して年記が不明瞭の棟札については、大工として「長濱政次」の名が記されている。長濱家は代々当宮の官工司として補任されてきた家系で、「政次」の活動年代から考えると、宝暦三年（一七五三）に記されたものと考えられる。

近代以降は、社蔵文書から、明治十九（一八八六）年、同三十七年、大正七年（一九一八）と屋根葺替が、棟札から昭和十五年（一九四〇）にも修理が行われたことがわかり、直近では平成七年に屋根葺替及び彩色等の修理が行われている。このように、この建物はほぼ定期的に屋根葺替や塗装修理が繰り返して行われて保存されてきたもので、近世の修理では土台など一部部材の取替の記録も残るが、基本的な構成部材は当初のものが残されていると考えられる。

ところで、当社殿と当宮境内にある撰社水若宮社本殿・撰社住吉社本殿（重要文化財・寛永年間）と比較すると、規模・形式がほぼ同じであることがわかる。しかし、当社殿は、身舎柱上部・内法長押・頭貫・庇虹梁に彩色を施すほか、脇障子・琵琶板には絵を描き、妻の大瓶束に蔓状の箴形を付けるなど、より装飾的な建物となっている。この差が生じる理由は明確ではないが、建築年代による違いのほか、撰社の格の違いなどが可能性として考えられる。

以上のとおり、当社殿は、装飾の発達した意匠的に優れた一間社流造であると見える。また、棟札等から修理に関する経緯などが判明するなど、学術的にも価値が高い。

瑞籬は、本殿の南面・東面の基壇石垣端部に折矩で廻らす。南面は四間、東面は二間で、南面四間のうち本殿正面の一間は門とする。瑞籬東面の北端には玉垣が接続する。切石の土台上に角柱を据え、腰長押・内法長押で固め、長押間は菱格子窓、腰長押下は檼棧を付けた板壁、内法長押上は檼棧のみとする。上部は、柱に木鼻状の腕木を取り付けて桁を受け、柱上に棟木を据えて、堀瓦を並べ置く。門部分は柱を伸ばして屋根を一段上げ、柱間に引違の格子戸を入れる。南面西端の一間は、縦板目透かし張りとし、玉垣と同様の形式とする。彩色等は、丹・胡粉・黄土を基本に、菱格子には緑青、檼棧には墨を塗る。

本殿を囲む囲柵については、享保八年（一七二三）の『城州綴喜郡八幡山之絵図』を初見として、これ以降の絵図等には何らかの描写が見られる。また、宝暦三年（一七五三）とみられる本殿の棟札には「土台板敷居垣等取替」とあり、この囲柵が本殿と一体のものとして修理されてきたことが窺える。安永九年（一七八〇）の『都名所図会』の記述では、南から東に折矩形で、南面の中央を門として切り上げた描写が見られる。以上のことから、遅くとも江戸時代後期までには現状の形式のものが整えられていたとみられる。

近代以降においては、大正七年（一九一八）に木部の補修と塗装の塗り直しが行われたほか、平成七年に屋根瓦の葺替、塗装修理が行われている。

当宮において瑞籬をもつのは、本宮以外では撰社若宮社本殿・撰社若宮殿社本殿（寛永年間・重要文化財）など重要な撰社に限られる。当撰社の瑞籬は、本宮のものをやや簡略化した形式と考えられ、内法長押上を欄間彫刻とせずに檼棧とし、屋根を銅板葺とせずに堀瓦葺とする点などが異なっている。一方、撰社若宮社本殿のものは長押間を縦横の格子とし、塗装に緑青を用いないなど、より簡素な印象を与える形式となっている。

以上のように、この瑞籬は、石清水社の当宮における位置づけを考える上で欠かせないものである。また、基本的に本殿と一体となって造替されてきたものと考えられ、本殿域を構成する重要な要素として位置づけられる。

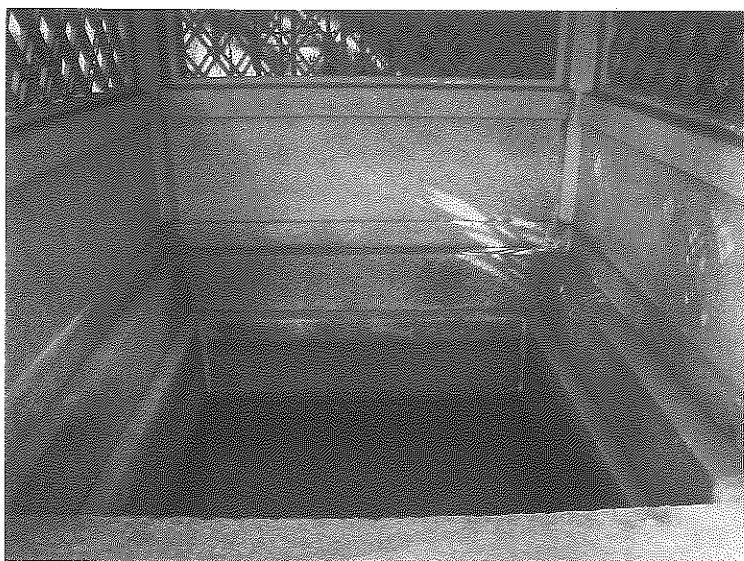
神水舎は、湧泉の上部を覆う上屋で、近世においては水屋あるいは泉殿と呼ば



水神社清水石神社 正側面



水神社清水石神社 正面妻廻り詳細



水神社清水石神社 土台廻り詳細

れていた。

切石の土台上に建ち、土台下には砕石を据えて内側に泉水を湛える。軸部は、土台上に石製の礎盤を置き、この上に石製の丸柱を転びをつけて立て、正面柱間は木製の飛貫を入れるのみで開放とし、側・背面は下部に石製の腰板を嵌め、上部は木製の吹寄菱格子窓とする。頭貫から上部は木造で、頭貫上には台輪を載せ、組物は出三斗とし、中備は大斗花肘木とする。妻は、花肘木上に虹梁、虹梁上に幕股を置き、破風の坪みには蕪懸魚を飾る。軒は一軒疎垂木とする。大棟は瓦棟で両端に鰯付獅子口を置き、降棟は設けない。木部には丹塗と極彩色を、破風には飾金物を施す。

建物は度々の造替の痕跡を残しており、各部の建築年代が異なる。泉水砕石は

背面のものに「元和四季^{戊午}九月吉祥日」の刻銘があり、元和造替時の元和四年（二六一八）に設けられたことが分かる。腰板は北面内側に「奉寄進 石清水水屋之石柱 板倉周防守源朝臣重宗 寛永十五年^{庚寅}吉日」の刻銘があり、寛永十五年（一六三八）に京都所司代である板倉重宗の寄進によって設けられたことがわかる。また、文化十二年（一八一五）の普請棟札が残されていて、様式技法からみて上部の木造部分はこの際に更新されたものとみられる。

近世における修理は、本殿棟札の記述から天明八年（一七八八）、安政四年（一八五七）に行われたことがわかる。近代以降は、社蔵文書から、明治十九（一八八六）年、同三十七年、大正六年（一九一七）に屋根葺替が行われたほか、明治四十四年には彩色等の塗り直しが行われたことがわかる。近年では、平成八年に

塗装・飾金物の修理が行われている。

ところで、この建物は当初檜皮葺として建築されたとみられる。宝暦五年（一七五五）の『綴喜郡雄徳山石清水八幡宮指図』には神水舎の建物部分に「屋根檜皮」の記述がみられる。文化十二年の棟札においては、「屋根工」として「文右衛門 善兵衛」の名が記されるが、これは同年の本殿棟札に記された「檜皮師」の名と一致することから、文化度造替の際も屋根は檜皮葺とされたとみられる。

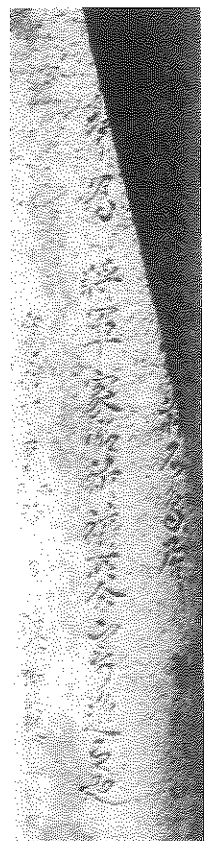
明治十九年の修理清算書の記述からは、本殿と同様に茅葺上に直に板蛇腹の軒付（厚さ一尺）を取り付け、葺棟としていたことがわかる。木瓦葺に改められた時期は明確でないが、大正六年の修理の際は檜皮葺で葺替が行われていることから、恐らく昭和初期の修理で改められたものと考えられる。

この建物は、「石清水」の名の由来となった湧泉を核として設けられており、当宮及び当摂社の歴史を考える上で重要な建物である。また、元和の泉水粹石、寛永の柱と腰板、文化の組物・軒廻りで構成されるなど、寛永度以前の規模・形式を伝えながらも、その後の造替の歴史も反映しており、歴史的・学術的価値が高い。刻銘や棟札の記述から建築や修理に関する経緯が判明する点も価値がある。さらに、文化年間に更新された建物上部については、本殿に準じて装飾的な意匠・彩色が施されており、吹寄の菱格子や花肘木を用いるなど装飾の発達した意匠的に優れた建物といえる。

鳥居は、石造明神鳥居で、柱石の刻銘からは、寛永十三年（一六三六）に京都所司代である板倉重宗の寄進により設けられたことがわかる。

この鳥居は小規模なものであるが、建築年代が明確であり、当摂社の寛永造替時の姿を伝えるものとして、歴史的・学術的価値が高い。また、銘文が松花堂昭乗の書によるものである点も注目される。

なお、当宮には、一ノ鳥居・二ノ鳥居・三ノ鳥居と大規模な石造鳥居が複数残されている。このうち前二者は寛永十三年の建築と考えられるが、刻銘がなく、一ノ鳥居は倒壊により部材の取替が行われている。また三ノ鳥居は正保二年（一六四五）の建築である。このため、本摂社の鳥居は、当宮境内に完形で現存する最古の鳥居として位置づけられる。



鳥居神社清水石神社
柱刻銘詳細

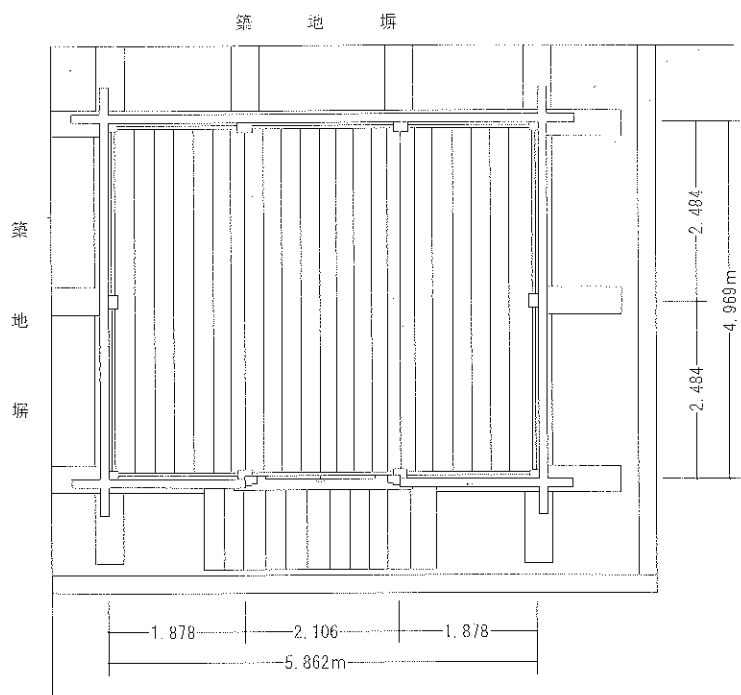
校倉（宝蔵）は、本宮域を区画する築地内に位置する。本宮廻廊と築地間の北寄りには、若宮社本殿をはじめとする摂社が建ち並ぶ。校倉はこれらの摂社と並んで築地内の北西隅に南面して建つ。

現在は諸道具類の保管庫として用いられているが、江戸期の絵図中では「宝蔵」と記されている。創立年代については明確ではないが、寛永八年の『石清水八幡宮神社仏閣破損目録』に造替分として宝蔵の名が記されていることから、これ以前に設けられていたと考えられる。

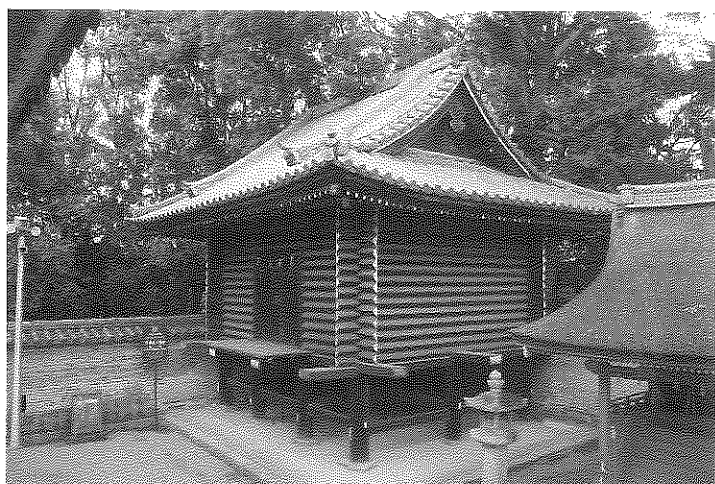
下部は自然石の礎石上に十六本の束柱を建てる。上部は束柱上に土居を組み、その上に厚みの薄い三角断面の校木を組む。内部は束柱位置に半柱を建て、柱内に板を張って内壁とし、全体に棹縁天井を張る。南面には両開きの板扉を設ける。軒桁は半柱の通りに組み、軒は二軒繁垂木とする。軒桁は端部に反り増しを付ける。妻は豕叉首、破風の拝みに猪目懸魚を飾る。屋根には、大棟・降棟・隅棟を設け、端部に鬼瓦を据える。

元禄五年（一六九二）の「石清水八幡宮指図」には現在と同じ位置に宝蔵の図が記されていて、規模も一致することから、現存する建物はこれ以前、恐らく寛文度造替時までに建築されたものと考えられる。桁の反り増しなど古式を示している点もみられる部分もある。なお、校倉建築において内部に柱を建てる事例は古くから見られるが、この建物では半柱が桁を支え、校木が壁面の装飾材に近い扱いとなっていて注目がされる。また、桁下に組物等を用いないなど、より簡素な建物となっている。

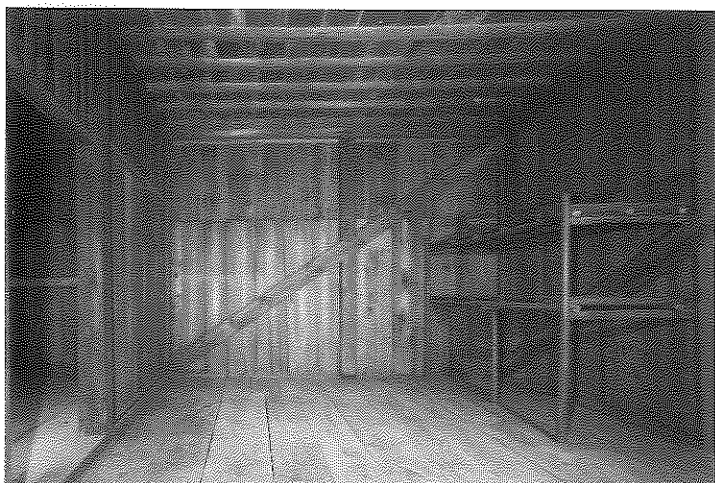
近世における修理は、本宮本殿の棟札の記述から、文化九年（一八一二）に行



校倉（宝蔵） 平面図 ※



校倉（宝蔵） 正側面外観



校倉（宝蔵） 内部

われたことがわかる。近代以降は、明治十九年（一八八六）に屋根葺替と小屋組の破損部分（桔木・棟木の一部）の取替などが行われた。また、内壁板は洋釘止となっており、近年に改められたものとみられる。

校倉（宝蔵）は、当宮の中心域の一画を占めていて、当宮や大規模神社の社殿構成を考える上で重要な建物である。また、類例の少ない形式であり、京都府内では賀茂御祖神社又蔵（寛永五年・一六二八・重要文化財）、賀茂別雷神神社校倉（十七世紀前期）、北野天満宮校倉（十七世紀前期）に次ぐ年代の遺構として、学術的に価値が高い。

参考文献

「石清水八幡宮 諸建造物群調査報告書」（八幡市教育委員会・石清水八幡宮平成十九年）
なお、※印の図面は同書所収のものを加筆修正・引用している。

（島田 豊）

宝泉寺大師堂

一棟（登録）

南丹市美山町小淵中ノ元九

宗教法人 宝泉寺

桁行三間、梁行三間、一重、宝形造、茅葺（鉄板仮葺）、向拝一間、棧瓦葺
附 棟札 一枚

創建宝永丁亥春の記がある

建築年代 宝永四年（一七〇七）〔棟札〕

宝泉寺は岳応山と号する真言宗御室派の寺院で、南丹市美山町の西部に位置する。小淵は山良川上流の北岸にある山間の集落で、寺は集落より一段高い山腹にある。境内は東西に長く、西方に山門を設け、その北に本堂・庫裏が、東方に大師堂・薬師堂が南面して位置する。

寺院の創立については、『社寺明細帳』によれば、延宝元年（一六七三）に慶円法師により創立されたという。その後の沿革については詳らかでないが、もとは小淵の北隣の音海にあったものを現在地に移建したとも伝える。

大師堂は、棟札の記述によれば当山第三世存慧により宝永四年（一七〇七）に建築されたことがわかる。なお、本尊の木造弘法大師坐像は、棟札の記述によれば大師堂とともに作られたと考えられるが、近年の調査では、貞享年間（一六八四・八七）作の銘が頭内から発見されたほか、享保二年（一七一七）粉色と記された紙片が首内から発見されている。また、堂の正面中央間の頭貫には、宝永年間から安永年間にかけての祈禱札が六枚取り付けられている。

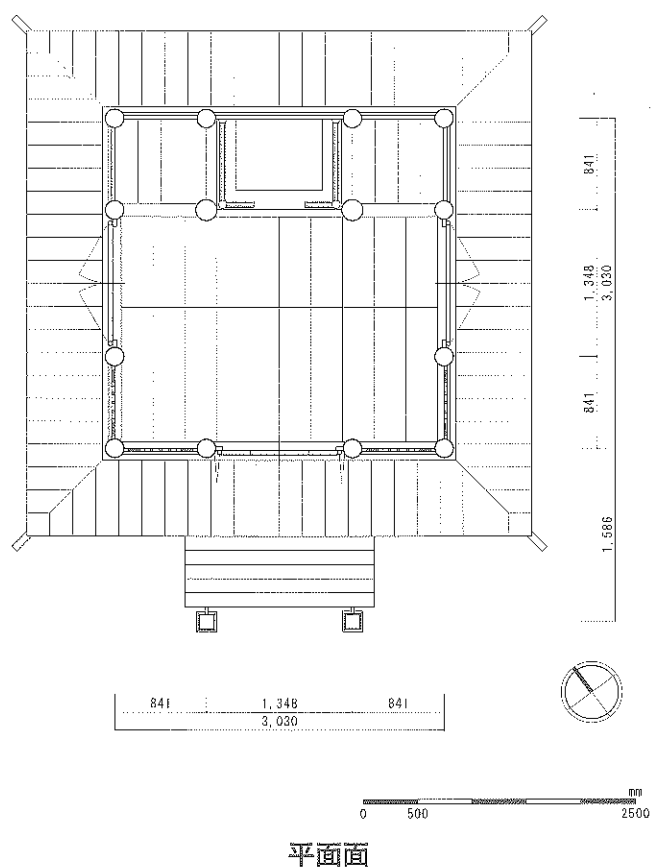
桁行・梁行とも十尺四方のごく小さな堂である。平面は、内部を一室とし、背面寄りに来迎柱と禅宗様仏壇を設ける。仏壇上の和様の厨子内には木造弘法大師坐像を安置する。四周には切目縁を廻らせ、正面には本階五級を設ける。

基礎は、切石で設けた簡素な基壇上に、自然石の礎石・束石を据える。

軸部は、丸柱を切目長押、内法長押、頭貫で固める。隅柱の頭貫端は木鼻とす



宝泉寺大師堂 正側面

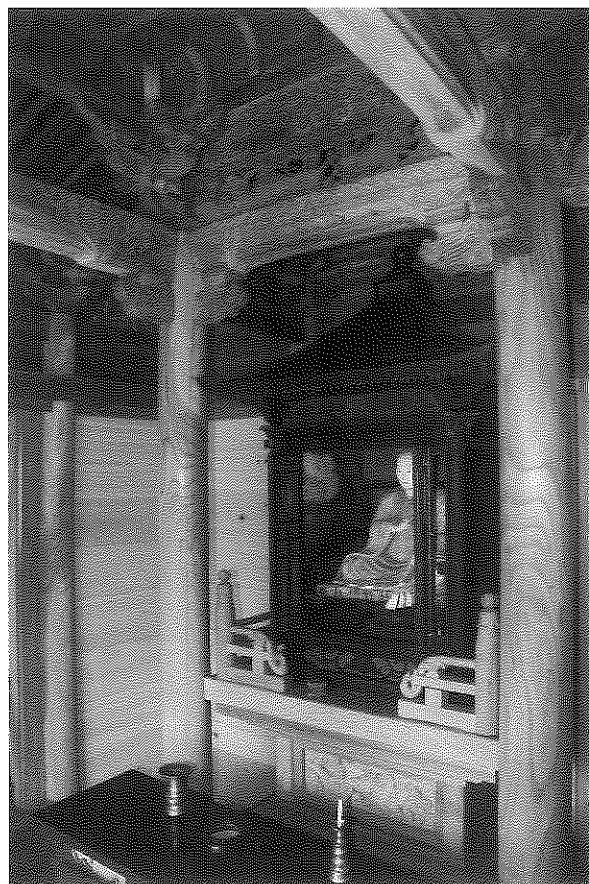


るが、これ以外の側柱にも木鼻を取り付ける。向拝は、木製の礎盤上に几帳面
 取りの角柱を据え、向拝柱間を水引虹梁で、身舎との間を海老虹梁で固める。
 柱間装置は、正面中央間には双折棧唐戸、側面中央間に棧唐戸、正面両脇間と側
 面の前寄り一間に花頭窓を設け、他は羽目板壁とする。天井は、中央を折上小組
 格天井、周囲を化粧軒とする。

外部の組物は、尾垂木を設けた二手先斗栱であるが、二手先からさらに手先を
 伸ばす。中備は墓股で、位置によって異なった形状のものとするほか、上部斗上
 に木鼻を置く。向拝の組物は連三斗で、上部に手挟を置き、中備は墓股とする。
 内部の架構は禪宗様仏殿を範としたもので、来迎柱間上部を虹梁で繋ぎ、来迎柱
 から正面側柱へ虹梁を架け、入側位置に大瓶束を置く。大瓶束上は出三斗、来迎
 柱上は出組状のもの、側柱上は出組とし、側背面では入側通りと側通りを虹梁で



内部（正側面方向）



内部（背側面方向）

美術工芸品

絹本着色法然上人像
けんぽんちやくしよくほうなんしやうにんぞう

一幅（絵画・指定）

京都市左京区黒谷町一二一

宗教法人金戒光明寺

法量 縦一一三・四センチメートル、横八三・〇センチメートル
品質構造 絹本着色掛幅装（一副一鋪）

時代 鎌倉時代

保存状況 全体に亘って、料絹の細かい欠失や絵の具の剥落が見られ、左目や衣の裾など各部が失われている。畳の角が画面の枠で切り取られており、画面の左右端は、やや切り詰められたかと思われる。

記録（図上色紙型賛文）

「我 □（本）因地

以念佛心

入無生忍」（第一紙）

「今於此界

攝念仏人

歸於淨土」（第二紙）

（旧軸木墨書）

「奉寄進此金軸為 道有／妙春 菩提也

寛永二曆 乙／丑 卯月十五日住持伝蓮社桑誉了の 表具師 中西

慶観」

図様 側面丸紋一重半の高麗縁の厚畳上に坐し、唇を閉じて、画面向かって

右斜め下に視線を降ろす。右手は第四指までを曲げて軽く数珠に手をかけ、小指を伸ばす。左手は、親指と人差し指で数珠を摘み、その他

の指は曲げて数珠にかける。体には、白の内衣と墨染の無地の衣を着け、同色無紋の袈裟を纏う。左肩から腹部にかけて袈裟ひもをかけ、胸前で結ぶ。画面右上隅には、青と赤で塗り分けられた二枚の色紙型を区画し、金泥で描かれた草や蝶の文様の上に、賛文を墨書する。画面上下端には、内側を白、外側を青で塗り分けた絵の具の線が残されている。

法然房源空は、平安末から鎌倉初期にかけて活動した僧侶で、浄土宗の開祖として知られる。法然の肖像は、生前に何度か描かれ、弟子たちに与えられたとされるが、いずれも現存せず、いくつかの系統の写しが伝えられている。その中で、本図が「鏡御影」と呼ばれるのは、四十八巻本『法然上人絵伝』（知恩院蔵）の巻八第七段に見える記述に由来する。すなわち、弟子の勝法房が、法然の肖像を描いて図上に賛を求めたところ、法然は鏡を見ながら絵の一部を胡粉で修正し、賛は加えずに一旦返した。その後再び賛を求めたところ、法然は、『首楞嚴経』の勢至菩薩円通の文を書き与えたので、勝法房は絵の上にそれを貼り付けたとするものである。詞書の記述される賛文と、本図の図上の賛文とは一致しており、本図がこうした『首楞嚴経』賛文系統の画像であることを示している。また、同じ段の詞書中には、法然の直した画像が貴重なものであるため、これを写しておいたとの記述があり、この系統の画像の写しが実際に制作されていたことを物語る。

恐らく当初からのものと思われる色紙型は、群青と朱かと推測される絵の具で区画した上に、金泥で草や蝶の文様を描き、やや肉厚の力強い書体で賛文を墨書する。この下絵の蝶の文様は、例えば弘安五年（一二二二）の『西園寺実氏夫人逆修願文』（東京国立博物館蔵）に見られる蝶の描写と近似しており、近い時代の料紙装飾であることを窺わせている。

像容は、うつむき加減に上畳に座し、両手で数珠をまさぐる法然像の定型に属しており、扁平な頭頂の形や、まばらなひげの描写が特徴的である。衣文の輪郭線は、肥瘦の少ない均一な太さの墨線で描かれ、面部は、細線を巧みに用いて、

丁寧な各部位を描写している。ただし、左肘の衣の外側には、本来畳の線が続くはずであるが、その部分は描かれておらず写し崩れを思わせる。

こうした法然像の定型が確立されるのが、四十八巻本『法然上人絵伝』の成立に先行する、十三世紀末頃と考えられ、本図の制作年代もその時期を想定することが出来る。その背景には、しばしば言われるように、浄土宗教団が組織として確立される過程で、法然伝や画像が、教団の求心力を高める機能を果たすために必要とされていたことが挙げられよう。法然の画像としては、現在確認されている中で、最も時代の古いとされる鎌倉時代制作の二尊院本（重要文化財）があるが、本図は、それと比較してもさほど時代が下らず、鎌倉後期にさかのぼる肖像画の優品として、また、『首楞嚴経』の賛文を有する現存最古の法然画像として、極めて貴重なものである。

なお、近時修理の際に取り出された旧軸木には、寛永二年（一六二五）の修理銘が墨書されている。そこに名前の記されている桑そう誉よりよし了りょう的てきは当時の金戒光明寺住職であり、この時期本画像が金戒光明寺に伝来していたことを物語る。また、現在の金軸は、墨書銘にある通り、この時寄進されたものと考えられる。

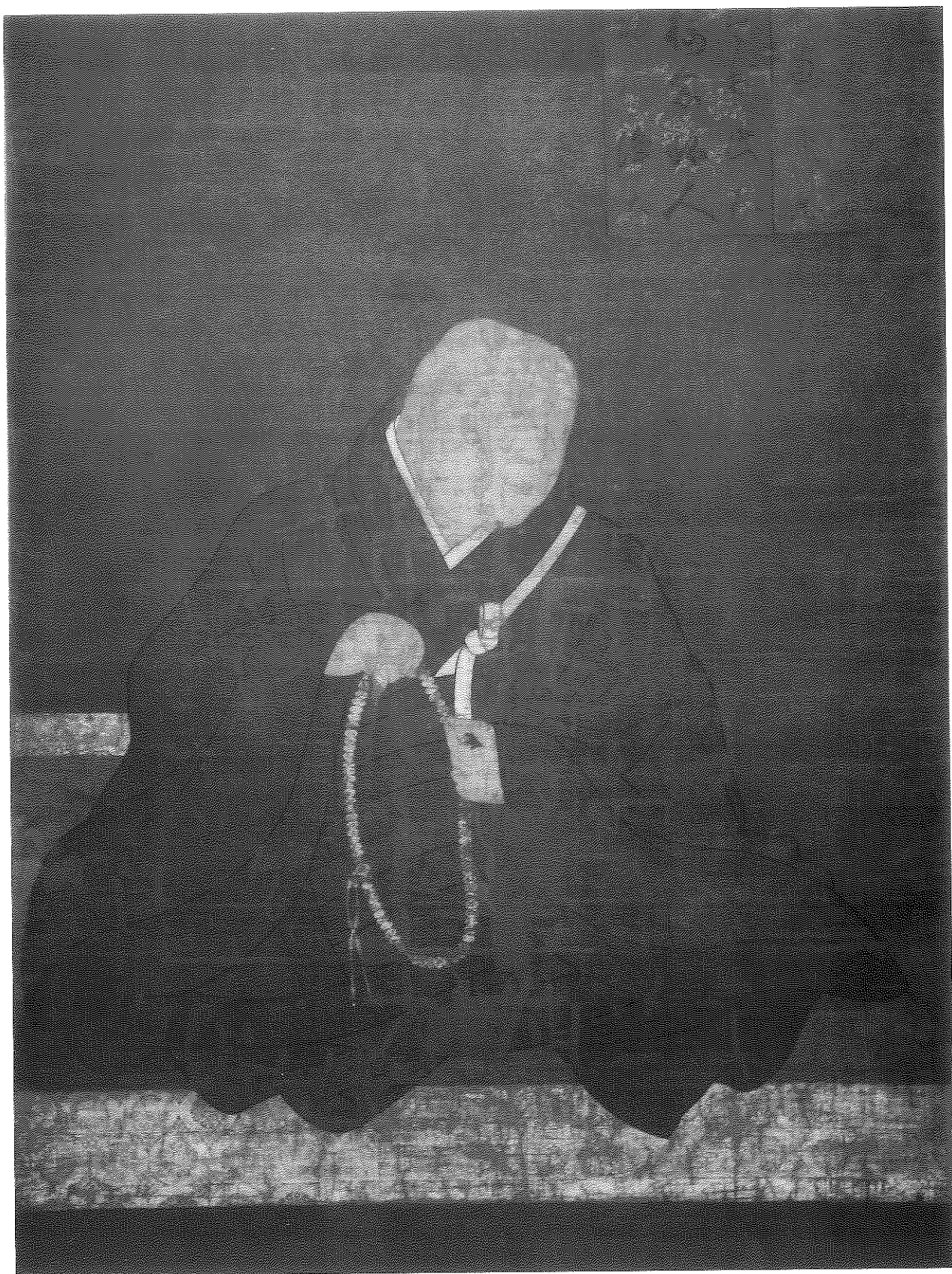
（筒井忠仁）



軸木



色紙型



絹本著色法然上人像

木造毘沙門天立像

一 軀 (彫刻・指定)

京都市上京区寺町広小路上る
宗教法人廬山寺

法 量 総高 一三〇・五 像高 一〇二・五 頭長 二一・六

面長 一〇・五 面巾 一一・九 面奥 一五・四

肘張 五八・二 胸厚 一六・八 腹厚 一八・〇

形 状 腰張 一八・三 腰厚 二〇・八 (単位：センチメートル)
単髻を結び、三面の宝冠を戴く。天冠台(ヒモ二条・列弁文)を表す。

怒髪三条両側に立ち、巻髪が耳にかかる。瞋目。開口し、上齒列を見せる。右手屈臂して、腰に当て、左手は上方に掲げて戟をとる。領巾、胸甲、甲締具、表甲、前楯、腰帶、天衣、裙、袴、脛当、沓を彫出する。両胸甲とみぞおちの甲締具に丸い鬼面、腹帶上部に両腕を下げた帯喰を表す。

地天女は、髪を中央で分けて左右に垂らし、三頭の髻を結う。衣と背面腰帶を彫出。両手を顔の横に掲げて手のひらを上に向け、毘沙門天像の足を支える。

品質構造

本造(ヒノキか)、一木造、彩色、現状古色を呈する。頭頂から地天女まで主要部を一材から彫出。ただし、右足付け根から先、左足指先及び地天女指先は別材を刻ぐ。像底内部には、高さ一三・五センチメートルのウ口状の空洞があり、柄穴を開けた後世の補修材を当てて閉じている。腰には天衣取り付けの跡が見られる。

時 代

平安時代

保存状況 両肩から先、右足付け根から先、左足沓先、地天女指先、表甲下端の一部は後補。兜上端の一部欠失。像全体に亘って、擦損、虫蝕の痕跡が認められる。地天女の腹部、背面、両脚部、像底に古い補修の跡がある。

廬山寺は、天慶年間に延暦寺座主元三大師良源が北山に創建した予願金剛院に始まる寺院で、寛元元年(一二四三)に法然の弟子である覚諭が再興し、廬山天台講寺と名を改めた。今の地に移されたのは、天正年間で、豊臣秀吉の寺町造営の時である。明治期までは、多くの末寺を有したとされ、本像は、同じく現在廬山寺所蔵の如意輪観音像とともに、末寺の一つである金山天王寺の所蔵であったと伝えられる。

本像は、地天女の手のひらの上に立ち、宝冠をいただく姿で表されており、一般に毘沙門天像と呼称されている。ただし、中国から請来された東寺所蔵毘沙門天像に見られるような、特徴的な海老甲や、金鎖甲などは、彫出されていない。石山寺蔵毘沙門天像のように彩色によって甲制を表現する例もあるが、現状では確認されない。また、以前は確認されたと言われる宝冠正面の鳥の彩色文様は、事実であるとすれば、東寺像に彫出される文様との類似を見せるものであるが、これも現状では見出せない。また、毘沙門天像はしばしば手のひらに宝塔を載せるのであるが、現状では、左手に戟を持ち、右手を腰に当てている。この形式は、般若經羯羅闍の毘沙門天儀軌の中に説かれる毘沙門天画像の姿と一致しており、本像は、珍しい彫刻の作例として注目される。

像は、頭頂から地天女までを一材から彫出し、像底に洞状のわずかな空間があるが、意識的な内刻りは認められない。また、木心は、後頭部の後方に外されている。直立して、動きの少ない像容であるが、全体に奥行きのある表現は、量感を与えている。内衣の立ち上がる衿の彫技は鋭く、隆起した筋肉を表す顔貌の表現も優れた出来栄を示している。また、腹部の帯喰が、両腕を下げて天衣を掴む表現は、特徴的である。時代は下るが、東福寺法堂所在の四天王中に、獅噛が両腕を見せる表現があるものの、一本角の鬼が腕を伸ばして天衣を掴むような表現は見られず、その点で本像は他に類を見ない。全体に綺麗に整えられた平安中期の三尺像の美作で、制作年代は、十世紀後半から十一世紀初頭にまでさかのぼると考えられ、特徴ある表現を持つ、古作の毘沙門天像の優品として、指定に値する。

(筒井忠仁)



背面



木造兜跋毘沙門天立像



腹部



面部

くじょうけさ
九条袈裟 伝無関普門所用

一肩 (工芸品・指定)

京都市左京区南禅寺福地町

宗教法人天授庵 (京都国立博物館寄託)

讃頂相 并法衣一頂此衣是也古来為 當庵之什 物矣 天和式壬戌 孟陬十二日 天授祖塔々主比丘 前禅興玄全誌焉

法 量 丈(長) 一三六・七センチメートル、(短) 一二二・六センチメートル
幅 三三六・二センチメートル
品 質 (田相) 淡黄地山道文綾

(縁) 紺五枚縹子地に飛雲文様の編織。編織の下に金箔紙を置く。
(堅条・横提) 紺五枚縹子地。横提と左右両端から二本の堅条は花唐草と鳥文様の刺繡と編織。中央の四本の堅条は、天部文様の編織。花鳥・天部の身体は絹綿の肉入とする。
(四天) 紺五枚縹子地に菩薩・僧形文様の刺繡と編織。菩薩・僧形は絹綿の肉入

(紐座・環座) 紺五枚縹子地。紐座は、坐行の如来文様の刺繡と編織で絹綿の肉入。環座は、飛雲文様の編織で下に金箔紙を置く。

(環) 象牙

組 織 (田相) 経糸引き揃え(無捻り)、緯糸引き揃え(無捻り)

糸込み一センチメートルに経糸四十本前後、緯糸五十二本前後
(堅条・横提・四天・紐座・環座) 経糸Z捻り、緯糸引き揃え(無捻り)

糸込み一センチメートルに経糸百二十本前後、緯糸四十本前後

時 代 元時代

保存状況 田相部、裏地は後補。縁の紺五枚縹子地も後補で、別製の編織が貼り付けられている。堅条・横提の紺五枚縹子地も一部後補。堅条・横提の模様は連続せず、別の構成であったものが、改変されて現在の姿になったものと思われる。

記 録 (内箱蓋裏墨書)

「此法衣一頂 開山大明国師大和尚入宋之日 南屏断橋和尚所附自

天授庵は、暦応二年(一三三九)南禅寺十五世虎関師錬によって、大明国師無関普門の塔所として開かれた。無関は、東福寺円爾弁円の法嗣で、正応四年(一二九一)、離宮を禅寺に改めた亀山上皇に請ぜられ、南禅寺第一祖となった人物である。建長三年(一二五二)に入宋した無関は、断橋妙倫に参じ、弘長元年(一二六一)法衣・頂相を授けられ、印可されて、翌年帰国したとされる。『大明国師塔銘』及び天和二年(一六八二)の年記を有する内箱蓋裏墨書によれば、本袈裟がこの時授けられた法衣に当たるといふ。

本袈裟には、仏教・道教の尊像や、花鳥・雲文などが編織と呼ばれる技法で表されている。編織は、文様の外側をチェーンステッチなどがかがり、文様の内側は糸をループ状に巻きながら一段一段編んでいく技法が一般的で、遺品としては明代のものが多く知られている。しかし、現存遺品と比較しても、本袈裟の文様はより繊細で、技法は異なるが、元代の刺繡作品などと比較すると、雲文表現などに類似を見出すことができる。また、人物描写などは、宋代の「緯絲群仙拱壽図」(台北故宫博物院所蔵)などに通じる古様な形姿を示しており、制作年代は、元代にまでさかのぼると見てよいであろう。なお、多くの改変を経た現状から、当初の状態を復元することは困難であるが、仏教・道教の尊像が入り混じって表されていることについては、施餓鬼の一種である水陸会との関係が指摘されている。

そもそも、編織の伝存例は極めて少なく、国内では鎌倉・円覚寺に所蔵される「五彩緞子縫合編織打敷」など数点しか知られていない。海外においても、チベットから出た遺品などが残されているが、本袈裟のように、優れた施工と優美な文様が見られるものは少ない。本袈裟の編織は、それらの中でも最古例に属しており、中国服飾制作技術の水準を伝える数少ない遺品として極めて貴重である。

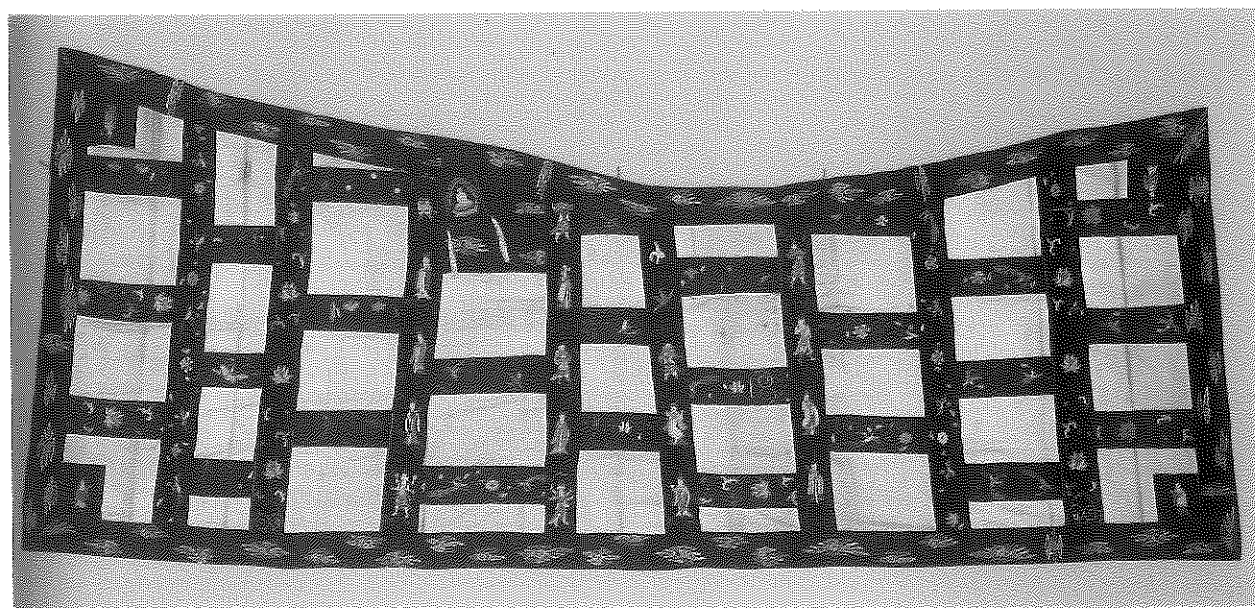
(筒井忠仁)

参考文献

- 黄能馥・小笠原小枝『中国美術全集七 工芸編 染色刺繍(Ⅱ)』京都書院 一九九六
 『南禅寺・亀山法皇七〇〇年御忌記念』朝日新聞社 二〇〇四
 『京都五山禅の文化』展…足利義満六百年御忌記念』日経新聞社 二〇〇七



編織拡大



九条袈裟 伝無関普門所用

古久保家文書

附 文書箱

三〇九点 (古文書・指定)
一合

京都市上京区下立売通新町西人数ノ内町

京都府 (京都府立総合資料館保管)

時代 江戸時代

附属品 文書箱 幅二二・三センチメートル、奥行二八・八センチメートル、

高さ 一三・〇センチメートル

(蓋墨書) 「元禄五申歳以来／御触頭書／町代部屋」

(底墨書) 「享味武歳／壬戌九月新調／町代部屋」

古久保家は、江戸時代に京都の上京下西陣組の町代を勤めた家で、六軒町一条下の西中筋町 (現上京区) に屋敷を構えていた。町代は、町組を代表して、京都町奉行所との間を仲介する役割を担っていた。職務には、触の伝達、町中からの届出の取り次ぎ、町中への命令の伝達、奉行所への交替出仕などがあつた。江戸時代後期には、山城、丹波、近江各国の訴訟の京都町奉行所への取り次ぎも担当するようになる。代々その職にあることから、先例についての知識や実務に長け、京都町奉行所の機構のなかで、重要な役割を果たした。

古久保家文書に含まれる系図写や先祖書によれば、古久保家は、丹波国保津村 (現亀岡市) の出身で、明智光秀の旗下に属したが、滅亡後に山城国に移住し、元和八年 (一六二二) ころには、聚楽廻り村の庄屋役を命じられたという。さらに寛文元年 (一六六一) に、古久保勘左衛門が、京都所司代牧野親成から、小早川新九郎の跡役として下西陣組の町代に任命され、文政二年 (一八一九) まで九代にわたりその職にあつた。

古久保家文書が注目されるのは、元来は京都町奉行所屋敷内にあつた町代部屋に置かれていた文書群が含まれていることである。これは、天明八年 (二七八八) 正月の京都大火により奉行所屋敷が延焼した際に、広大であつた古久保家屋敷に町代惣会所が移されたことにともない、町代部屋にあつた触留や番日記 (町代日

記) 等の関係書類も運ばれたために、古久保家でそのまま保存されたものと推定される。

内容としては、まず京都町奉行所から洛中洛外に伝達された触書を書き留めた「触留」が、元禄五年 (一六九二) から文化八年 (一八一二) までのもの二十九冊と、慶応三年 (一八六七) のもの一冊の計三十冊ある。触留三十九番の背表紙には「町代部屋」と墨書があり、町代部屋に置かれたものであることが知られる。番日記 (町代日記) の天明八年二月八日条には、「町代部屋触留御借り被成度旨、西公事方より被仰渡候得共、一向不相知候段、申上置候事」とあり、町代部屋に触留が備えてあつたことが確認できる。

次に触書の内容を要約した「触頭書」が十五冊ある。「触頭書」は、元禄五年から嘉永三年 (一八五〇) までに発令された触書の内容を要約したもので、日をおつて箇条書きに記される。これらは、享和二年 (一八〇二) に新調された木箱に納められており、蓋及び底に「町代部屋」の墨書があることから、「触頭書」は町代部屋に保管されていたことが知られる。

「番日記」あるいは「町代日記」と総称されるのは、町奉行所内の町代の勤務場所である公事番所の勤番日記である。「諸事日記」と記されるものは、半年分を一冊とし、町から町奉行所への届出や公事訴訟の受理を中心に記録されている。表紙に「番日記 (留)」とあるものは、一年を単位とするもので、公事訴訟に関わる諸帳面の作成や裁許に関する記録、与力から町代へ先例などを尋ねた記録等である。

この他に、担当する町々のことを中心に記録した職務日誌で、一回り小さく、表題に「諸事日記」もしくは「日記」と書き、古久保家もしくは古久保勘十郎、古久保新三郎と姓名が記されたものや、表紙に「日記」とのみある、町代職務を離れて以降の私的な日記も含まれている。

その他、町代に関するものとしては、町代の役務の覚や毎年年頭の江戸下りの記録などがある。「町代役之覚」は、寛文八年 (一六六八) の京都町奉行所設置にともない、町代の職務を書き上げて、町代から町奉行所に提出したもので、触の伝達、江戸への年頭拝礼、町奉行所への出仕等十七か条の職務が挙げられてい

る。町代の職務については、宝暦五年（一七五五）の「仲ヶ間勤方並年寄、町用人勤方御尋二付書上ル控」（三十六か条）や明和三年（一七六六）の「諸事覚」（七十二か条）があり、職務の既定が次第に事細かに書き記されるようになっていった。

さらには、古久保家文書には、江戸時代の京都の町に関する貴重な資料も多い。「西洞院通毘沙門町家組帳」と「しゅらく河東春日通よこかちや町拾人汲帳」は、五人組に先立つ近隣組織である十人組の編成がわかる資料である。また、慶長九年（一六〇四）八月十四日、十五日に豊国社で行われた豊臣秀吉七回忌臨時祭礼における風流踊りの踊り手に対する豊臣秀頼からの下行米の、各町の請取状二十一通がまとまって残されている。これらは、いずれも聚楽川東組の町々に関するもので、このときの風流踊りが町組を単位としての踊りであったことが知られる。その他、寛永二十年（一六四三）時点で、京都町中に居住する武士の牢人を書き上げた「牢人御改帳留」や、キリシタン及びその子孫の者の検死手形をまとめた「切支丹相果候御検使手形留」などがあり、古久保家文書は、京都の歴史を研究する上で欠かせない古文書群となっている。

古久保家は、聚楽廻り村のうち富小路家領分の庄屋も勤めており、田畑や年貢納入に関する文書も含まれている。さらには、遠州流の茶道伝書が四十四冊あり、歴代古久保家当主の教養の一端をうかがうことができる。

古久保家文書は、古久保家に伝存し、昭和四十六年（一九七二）に一括して京都府に寄贈され、現在は府立総合資料館に保管されている。古久保家文書は、京都町奉行所そのものの文書が伝わらないなかにあつて、町奉行所の公的な文書がまとまって伝存するものとして、非常に貴重な文書群である。京都市中だけでなく、山城、丹波、大和、近江の広域行政も担った京都町奉行所の職務の実態を明らかにする文書群として高い評価が与えられる。

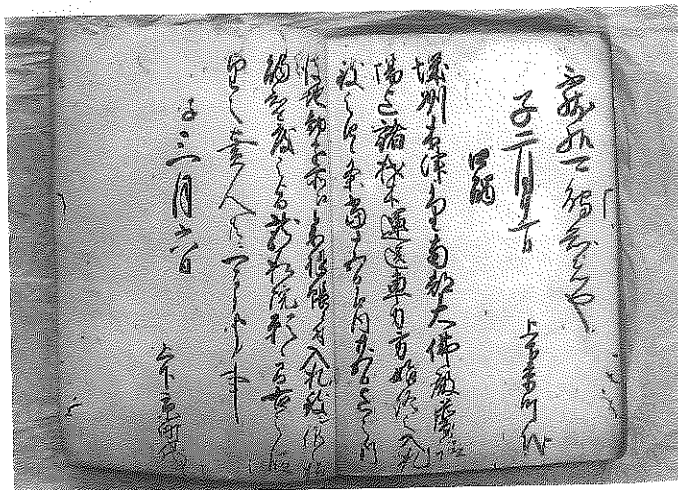
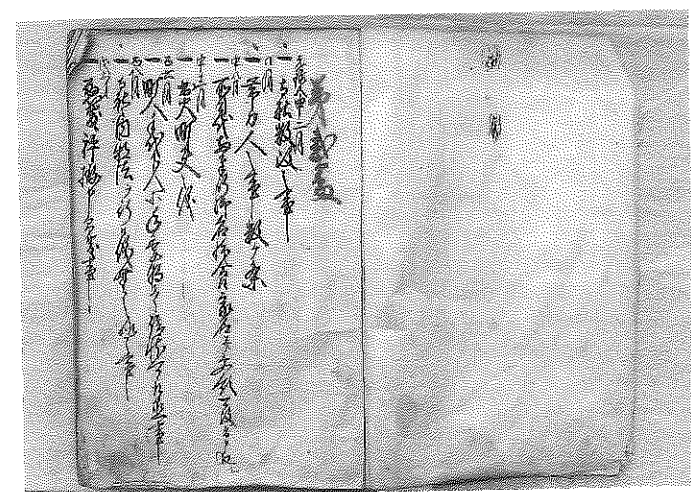
（田中淳一郎）



御觸頭書

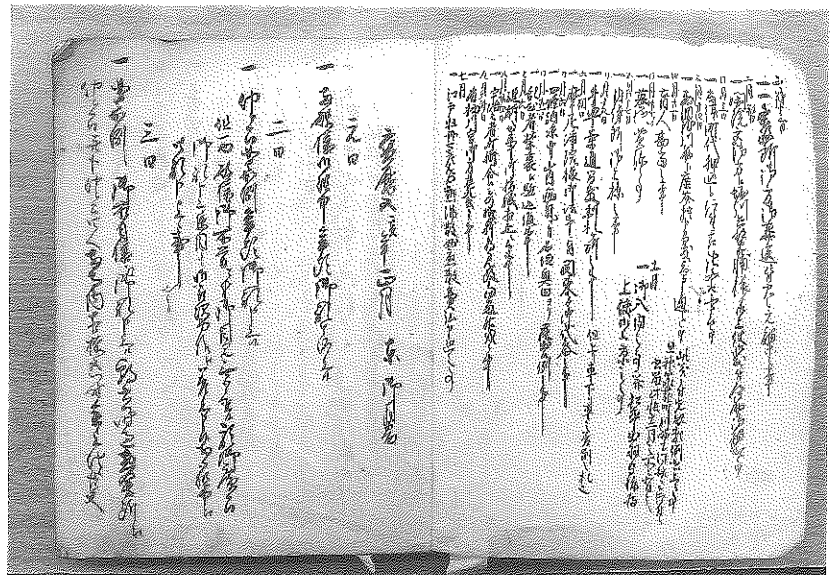


御觸留

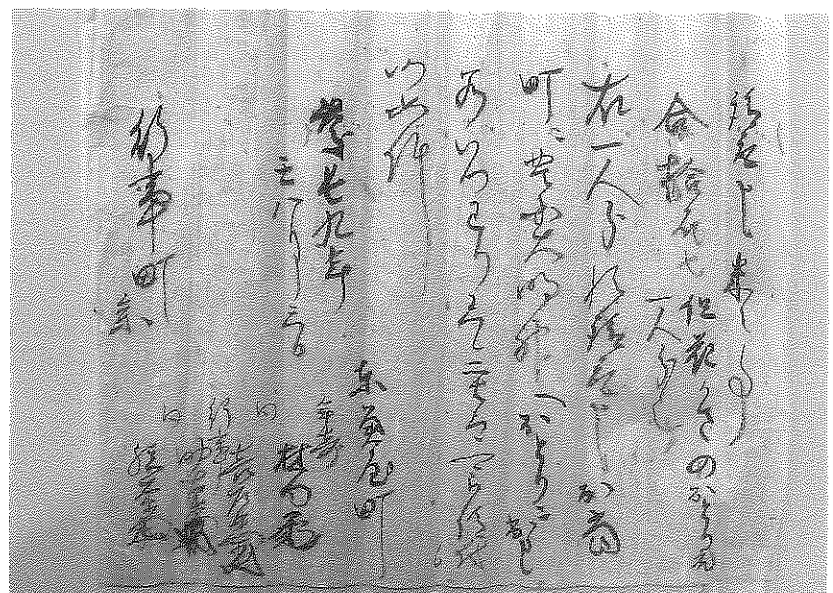




文書箱



町代日記



請取申候米之事

しらかわこんじきいんきょうつがいぶつ
白川金色院経塚遺物

六十一一点(考古資料・指定)

宇治市宇治琵琶三三番地

宇治市(宇治市歴史資料館保管)

内 訳

和鏡	二面
青白磁子持ち合子	一合
青白磁合子	一合
青白磁小壺	一合
ガラス小玉	五合
木製数珠	一連
青銅製円錐形金具	二個
鉄製毛抜	一点
鉄釘	十九本
輸入銭貨(北宋銭)	十八枚
土器片	四点
漆膜	一塊
渥美産経筒外容器片	一点
青白磁小壺片	二点
平瓦片	一点
瓦質経筒外容器	一点
時 代	平安時代、室町時代(瓦質経筒外容器)

白川金色院は、現在の宇治市白川の地域に、関白藤原頼通の娘・藤原寛子(一〇三六―一二二七)の願によって、康和四年(一一〇二)に創建されたと伝えられる寺院である。平安時代や鎌倉時代の文獻に「宇治白河別所」として見えるのが、金色院にあたると思われる。鎌倉時代末には、「金色院」の名称が現れ、建武三年(一一三六)の銘がある白川之地蔵院の梵鐘(府指定)には「金色院」の陰刻がある。その後、金色院は、長祿四年(一四六〇)の火災で焼失したと伝え、

再建のための勧進状(地蔵院所蔵、府指定)も作成された。以後、多くの坊院が建立されていたようであるが、江戸時代中期以降に徐々に衰退し、明治の廃仏毀釈・神仏分離によって廃寺となった。現在、室町時代建立の総門と、鎮守社である白山神社(拝殿鎌倉時代、重要文化財)を残している。金色院伝来の什物の多くは、地蔵院に移されているが、地蔵院は、村堂から発展したもので、金色院とは直接には関係しない。

白川金色院跡の発掘調査は、平成五年(一九九三)度から平成十四年度にわたり、宇治市教育委員会によって実施された。発掘によって十二世紀前半創建の仏堂跡が検出されており、藤原寛子による創建とされる時期に、この地に寺院が存在していることが明らかとなった。

平成九年に、白山神社背後の山の山頂付近で、経筒外容器片が表面採取されたことから、付近の発掘調査を進めたところ、経塚関連遺構を検出した。山頂から少し下った位置で、地山である岩盤面を削り貫いて作られた、いくつかの土坑から遺物が出土した。

最もまとまって出土したのは、中央に位置する一辺が四〇センチメートル、深さが一八センチメートルの方形の土坑である。表面に人為的に置かれた扁平な石二個を除去すると、青白磁の子持ち合子と小壺が出土した。鉄釘も数本見つかった。その下から、和鏡、毛抜、青銅製品、漆膜、数珠玉、宋銭一枚(皇宋通宝)の多彩な遺物が、土坑の底からは、鉛ガラス製の小玉が検出された。

一段上の土坑は、直径三〇―四〇センチメートル、深さ一五センチメートルで、同様に蓋石があり、それを取り除くと青白磁合子、ガラス玉が出土した。

頂上部に近い二つの土坑からは、宋銭のみが出土している。中央の土坑を含め三つの土坑とも、皇宋通宝(一〇三八年初鑄)を共通して出土している。

出土遺物のなかでは、青白磁子持ち合子が注目される。径一〇・八センチメートル、高さ五センチメートルで、身の内部中央に蓮華をかたどった飾りがあり、その回りに小碗三個を貼り付け、三本の茎葉様の装飾で碗の区画としている。蓋の表面には線刻で牡丹文を描いている。類例の非常に少ないものである。

青白磁合子は、身の口径が四・四センチメートル、器高が一・九センチメートル

ルのもので、外面にガラス質の釉薬がかかる。蓋には七曜紋と牡丹の印花紋が施されている。青白磁小壺は、蓋は単弁八葉の蓮華紋で、身は口径で四・七センチメートル、最大径が六・一センチメートルを計るもので、蓮華の印花紋がある。

和鏡は、一面は白銅製の秋草蝶鳥鏡で、径一一・七センチメートル、一面は青銅製の山吹双鳥鏡で、径一〇・八センチメートル。いずれも鑄上がりは良く、紋様は鮮明で、残存状態も良い。

鉄製毛抜は、鍛鉄製で、全長七・五センチメートルあり、両先端部を折り曲げている。鉄釘は、十九本あり、平均長は七・四センチメートル、すべてに針葉樹の木質が付着していた。

漆膜は、数珠玉をはさんだ状態で出土していることから、紙製の念珠箱に塗られた漆と思われる。数珠玉は、木製算盤玉状で、径〇・五〇・六センチメートルのものである。ガラス玉は、いずれも鉛ガラス製である。青銅製円錐形金具は、全長一・四センチメートルのもので、用途は不明である。輸入銭貨は、咸平元宝（初鑄九九八年）から政和通宝（初鑄一一一一年）に至るもので、いずれも北宋銭である。

瓦質経筒外容器は、最も高い位置にある土坑から出土したもので、平坦に整地された土坑底部に置かれた状態で見つかった。底部径三〇・〇センチメートル、残存高一五・〇センチメートルを計る破片である。四分の一が残存し、外面に「□蓮華経」の文字と蓮華座が刻印されている。この外容器片のみ、十四世紀以降のものである。

経塚遺構発見のきっかけとなった渥美産経筒外容器片は、表面採取されたもので、同様に採取された青白磁小壺片、平瓦片ともに平安時代後期のものである。

経塚遺構は、寺域全体を見渡すことができる山頂部近くに位置している。経筒を地下に埋納した痕跡がないことから、地表に盛土して塚を造り、その内部に經典を納めたものと考えられる。時代は、出土している白銅鏡、青銅鏡、瓦の年代観から十二世紀後半と推定される。白川金色院経塚遺構は、平安時代後期十二世紀における経塚の姿を伝えるものとして重要であり、その豊富な副納品は、願主として身分の高い人物を想定させる。藤原氏が創建に関わった金色院の姿を今に

伝える遺物として、たいへん貴重なものである。

（田中淳一郎）



（写真は、いずれも宇治市歴史資料館提供）



山吹双鳥鏡



秋草蝶鳥鏡



青白磁子持ち合子

無形文化財

染織 絞り染

(指定)

保持者 市瀬史朗
京都市北区在住

絞り染の概要

染織工芸における絞り染は、各種防染模様染の中で最も素朴な技法とされる。一片の布の一部を糸などで括り、染料に浸けるだけである種の模様が表れることは、今でも藍染めの体験教室などで広く行われていることである。古代から世界中で行われてきた技法であることは、各所で伝来した事例や遺跡等の出土品から確認されている。絞り染技法における日本での古例は、正倉院御物中の「ゆはた縞」（絞縞）と呼ばれる一群で、「豆絞り」・「巻締絞り」・「畳み絞り」などのいわゆる素朴な技法による染織品例が知られている。

その後絞り染技法は中世近世へと受け継がれて、近世初頭には「辻が花」と呼ばれる縫絞染を主体とした小袖文様を開花させた。その技法は表現手段を変化させつつ寛文期頃まで踏襲されるが、江戸幕府による奢侈禁止令の影響と友禅染の隆盛により、絞り染技法は江戸中期以降小袖文様の一部を占める加飾的な扱いとなるが、その一方で京鹿子に代表される精巧な技も発達し、その技術は現代に継承されている。

現代における絞り染技法による、伝統工芸作品への評価は、日本伝統工芸展における小倉建亮氏（おくらけんりょう）の活動に始まる。小倉建亮氏（一八九七―一九八二）は京都市宮津市出身で、京都市の小倉萬次郎氏のもとで友禅染の技術を身に付けて小倉家の後継者となった。日本画の技術を学ぶとともに「辻が花」の研究を行い、友禅と絞りの技法を併用した絵画的な着物を制作し、昭和三十三年（一九五八）第五回日本伝統工芸展に初入選を果たした。その後、入選を重ねるとともに、昭和三



市瀬史朗氏 絞り染作業と作品

十五年（一九六〇）第七回展で絞り染訪問着「暖流」が京都府教育委員会賞、昭和三十八年（一九六三）第十回展で絞り染訪問着「隅田川」が日本工芸会会長賞を受賞し、染織における絞り染作品の地位を確たるものとした。小倉建亮氏は後継者育成にも努め、小倉淳史・木原明・福村廣利・市瀬史朗などの各氏が日本伝統工芸展他で絞り染による染織作品群を発表し、あるいは近世初頭の辻が花の小袖復元などの文化財的研究にと、師の業績を受け継ぎながら、さらにその裾野を広げている。

今日絞り染が伝統工芸品としてその芸術性を評価されるのは、京都府出身の小倉建亮氏のような染織作家の創作活動に負うところがおおきい。「絞り染」は伝統工芸技術であるとともに、京都府無形文化財として重要である。

市瀬史朗

市瀬史朗氏は昭和二十六年（一九五二）長野県飯田市に生まれ、地元高等学校卒業後、生家の呉服業取引先関係者の紹介で昭和四十四年（一九六九）から小倉建亮氏に師事した。

入門当時小倉氏のもとには若い弟子達が集い、小倉氏の指示のもと絞り染技法を工夫しながら新しい意匠開発に努めていた。兄弟子たちの独立にともない入門四年目頃から下絵描きを任されるようになり、あわせて日本画家田中祖春氏から絵の指導を受けるようになった。当時から今も下絵描きには天然の青花を使い、自ずと画力を身に付けながら新たな創作意欲も湧くようになっていった。その後十年間の修業中、昭和五十三年（一九七八）独立し制作活動を本格化させた。修行中から公募展に出品し、昭和五十一年（一九七六）第十三回日本伝統工芸染織展で着物「蒼蒼」で日本工芸会賞を受賞し、あわせて同年第二十三回日本伝統工芸展に初入選を果たした。以降現在まで同展で入選を重ね、昭和五十五年（一九八〇）には日本工芸会正会員となっている。

平成二年（一九九〇）第十九回日本伝統工芸近畿展で松下幸之助特別賞を受賞し、同年第三十七回日本伝統工芸展では、絞り染訪問着「薫園」で日本工芸会奨励賞を受賞。縫締・帽子・巻き上げ絞りなど日常的な技法を使って、梅林の風情

を単彩で豊艶に表現をしたその作品は技術内容とともに芸術性を高く評価された。

また、平成十一年（一九九六）にはパリ・エトワール三越美術館開催の日本の工芸「今」一〇〇選展出品や、平成十三年（二〇〇一）にドイツ・マンハイム市での小倉一門展（ライスムニージャム）にも参加し海外でも高い評価を得ている。平成十八年（二〇〇六）第五十三回日本伝統工芸展で牡丹の花一輪を大胆に表現した絞り染訪問着「富貴の花」は芸術性を高く評価され、日本工芸会奨励賞を受賞した。平成八年（一九九六）からは日本伝統工芸近畿展鑑査委員も度々務め、平成二十年（二〇〇八）には第五十五回日本伝統工芸展鑑査委員も務めている。また、次男とともに作業をすることで、後継者の育成にも努めている。

絞り染は、「縫締」あるいは「括り」によって表現する防染模様染で、非常に手間のかかる染織技術である。それゆえ固定しがちな表現に陥りやすく、新たな意匠表現が難しいとされる。

市瀬史朗氏は、絞り染の素朴さを活かしながら身近な花・木や風景を意匠として取り込み、大胆に表現する作品制作を心がけており、さらなる創作意欲を持ち続けている。絞り染の伝統的技術に精通し、創作性・芸術性豊かな、わが国を代表する絞り染作家としてその技術と感性が高く評価され、その存在は重要である。

（有井広幸）

参考文献

『染と織の鑑賞基礎知識』小笠原小枝 平成十年
『織りと染めの歴史 日本編』河上繁樹 藤井健三 平成十一年

硝子工芸 鑄込み硝子

(指定)

保持者 石田 亘

京都市左京区在住

硝子工芸の概要

硝子工芸の始まりは、古代メソポタミアで寶石やコップなどの器として人工的に硝子が作られるようになったこととされ、以来、青や赤など様々な色で用途に合わせて造詣できる硝子は、美術品として愛用されている。中世ベネチアでは、特産品である硝子の製造方法が他国にもれないように、硝子職人たちをムラノ島という離島に集住させ、今でもムラノガラスと呼ばれる高級硝子製品が作られ続けている。

日本では、弥生時代の遺跡から装飾用玉類が出土している。その優品として知られている京都府与謝郡与謝野町出土のガラス釧(くし)(腕輪、重要文化財)は、現代の私たちを驚かすほどの高い技術と美しさを示している。出土品の全てが国内製とは言い難いが鑄型の出土例などから、弥生時代には製造技術が大陸から伝えられていたと考えられている。その後、奈良時代東大寺正倉院に七宝の優品やガラス器が納められている。多くの硝子製品が作られるようになったのは、江戸時代以降のことで、桂離宮等では七宝焼の釘隠や建具の引き手に使われている。また、江戸時代中期には長崎、同末期には鹿児島に西洋の硝子製造技術が伝わり、さらに大坂・京都・江戸へと技術が伝搬されて硝子硝子の器などが作られた。江戸では明治以降も製造が続けられ、伝統工芸品江戸硝子として現在も生産が続けられている。明治になると工業として硝子製品製造業が発達して日本の近代化が大きく進み、瓶などの一般生活用品となっていた。京都では、明治三年(一八七〇)二条通木屋町付近に京都舎密局(せみやく)が設けられ、化学製品の殖産事業や教育が行われるようになり、京都府の招きでドイツ出身のゴットフリート・ワグネルが、明治十一年(一八七八)から同十四年(一八八一)にかけて教師として指導を行った。ワグネルは理化学を教授するとともに陶磁器、七宝、硝子等の製造法改良を行い、産業振興とともに京都の工芸制作に大きな功績を残した。特に七宝の釉薬を色彩

豊かで透明なものにすることに成功し、その成果を活かして並河靖之氏ら七宝作家の製品が万国博覧会等へ出品され、大いに輸出されるようになった。昭和初期からは、岩田藤七氏が宙吹き硝子技法による作品を帝展、日展へ出品し、特選を受けるなどその芸術性が認められていった。岩田は硝子工芸作家の先駆者として知られ、昭和四十一年(一九六六)から日本工芸会理事、昭和四十五年(一九七〇)文化功労賞を受賞している。硝子工芸は、切子、サンドブラスト、鑄込み硝子(パート・ド・ヴェール)や、有線七宝、無線七宝、省胎七宝(しょうたい)といった技術が用いられ、次々と作品の新たな表現方法が充実してきている。

鑄込み硝子の概要

鑄込み硝子技法は、広くフランス語表現であるパート・ド・ヴェール(ガラスの練り粉の意)といわれている、古代メソポタミアで始まったとされる鑄型を使うガラス成形法である。製法は、製品原型となる粘土型の周囲を耐火石膏で包み固めて外型を作り、外型の内側に文様を彫り込んだ溝等に練りものの状のガラスを丹念に塗り込み、器体部分に粉ガラスを充填・焼成して成形する技法で、製品は外型を崩しながら取り出し、研磨作業を経て完成する。型一つから製品一つしか出来ず手間がかかることから、宙吹き硝子技法の広まりにより古代でその技術は途絶し、十九世紀末近代ヨーロッパにおける装飾美術・アール・ヌーボーでアンリ・クロといった作家がガラス成形技法として再現したが、技術を伝えず再び途絶した。一九七〇年代になり、実験考古学の成果から実践者が増え、現在ガラス成形技法として定着している。

鑄込み硝子技法による作品は、京都府在住の石田亘氏とその夫人石田征希氏の研究と創造の成果により伝統工芸品として認められてきた。現代生活の中で身近になっているガラスに、新たな創造性を加えた「鑄込み硝子」は伝統工芸技術であるとともに、高い芸術性を有するものであり京都府無形文化財として重要である。

石田 亘

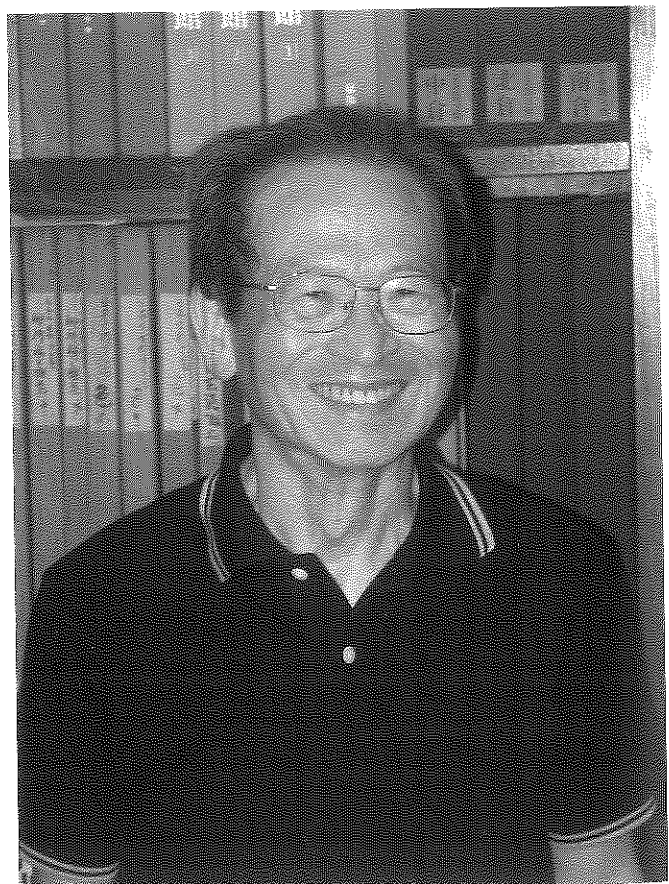
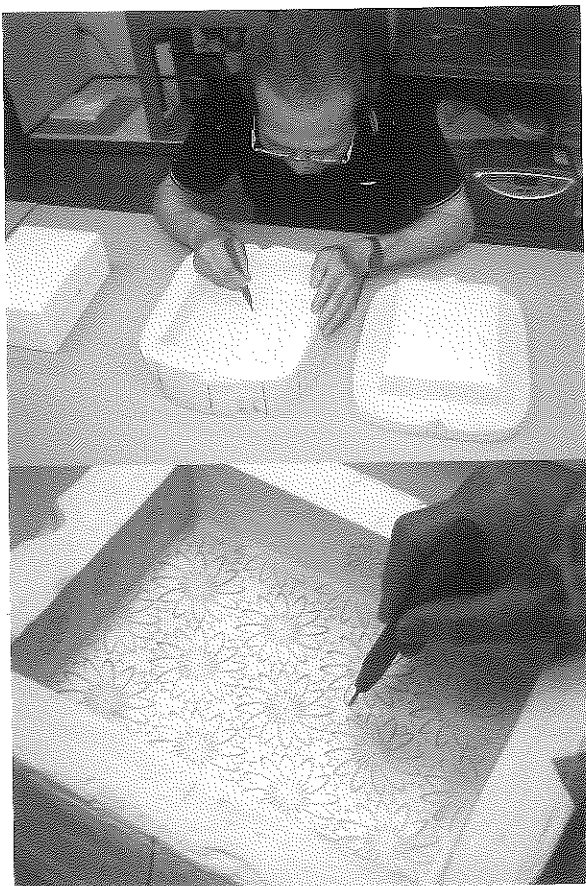
石田亘氏は、昭和十三年（一九三八）大阪府守口市に生まれ、高校卒業後昭和三十二年（一九五七）から京都市の染織デザイナー・加納豊広氏の元で染織図案家としての修業生活にはいった。十年間の修業の後、昭和四十三年（一九六八）から独立し染織図案家となり、京都市東山区に居を構えた。昭和四十四年（一九六九）から昭和五十九年（一九八四）まで連続して京都市内で染織図案展を開催し、昭和四十六年（一九七二）には東京でもきもの図案の個展を開くなど、染織図案家として名声を博した。昭和四十八年（一九七三）工房を現住地に移し、染織図案制作を現在まで続けている。

昭和六十年（一九八五）から征希夫人とともに、独自に「鑄込み硝子技法（バート・ド・ヴェール）」の研究に入り、平成二年（一九九〇）ガラス工房を構えて本格的に作品制作を始めた。制作初期は試行錯誤を繰り返しながら、置物やランプといったアール・ヌーボー様のもを作っていたが、次第に伝統工芸品への関心や染織図案のモチーフを活かした器形・デザインへと作風を整えていった。具体的には器壁はより薄くなり、粉硝子から生じる微細な気泡粒を活かした、半透明で柔らかな質感を大事にしなが、落ち着いた色彩表現へと向いていった。

平成四年（一九九二）第二十一回日本伝統工芸近畿展に初入選し、以来連続入選するとともに、平成八年（一九九六）日本工芸会賞、平成十一年（一九九九）大阪府教育委員会賞を受賞し、平成十七年（二〇〇五）同展の鑑査委員も務めている。平成七年（一九九五）第四十二回日本伝統工芸展では「鉢『翠風』」で初入選を果たし、以来入選を重ねている。平成十二年（二〇〇〇）第四十七回日本伝統工芸展では「蓋物『白寿』」で奨励賞を受賞するとともに、日本工芸会正会員となった。

また、和歌山県高山寺薬師堂天蓋、同県念誓寺天蓋、広島県法瀧寺天蓋制作にも協力するなど、その制作域に広がりを見せている。また長男石田知史をはじめ後継者育成にも努めている。

染織図案作成技術を活かした精緻な模様構成による気品ある作風を特色とし、また今までの創作経験を活かしながら、白色をいかに作品に表現するかさらなる



石田亘氏 鑄込み硝子制作作業

創作意欲を持ち続けている。

平成十五年（二〇〇三）日本伝統工芸五〇年記念展「わざの美」では、創造性に優れた工芸作家として選ばれ、わが国を代表する硝子工芸作家としてその技術と感性を高く評価されており、その存在は重要である。

（有井広幸）

硝子工芸 切子硝子

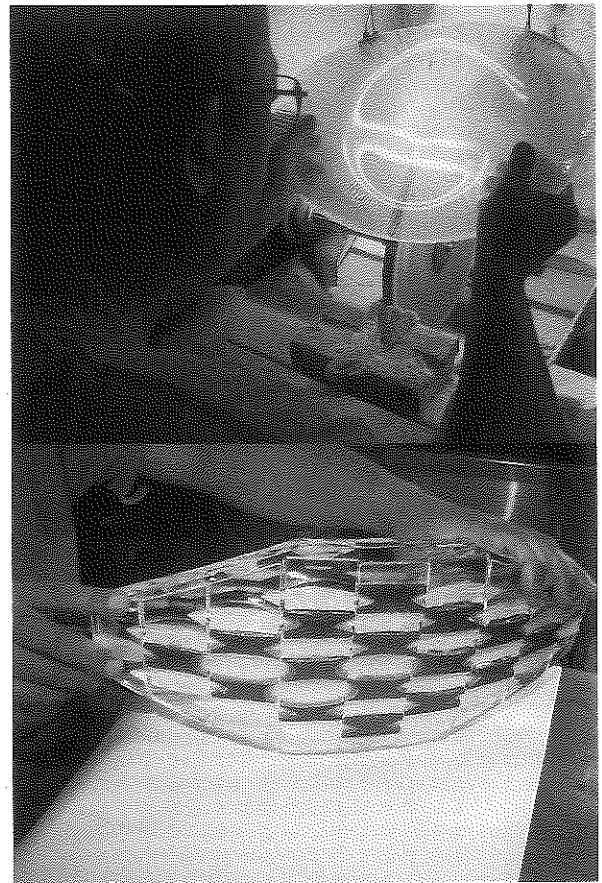
（指定）

保持者 渡邊 明
京都市西京区在住

切子硝子の概要

切子硝子は、石または金属製の回転砥石を用いて、硝子表面に切り込みを入れたり、曲面を削り出しながら研磨する技法で、カット・グラスとも呼ばれる。最終仕上げを研磨用の磨き粉（房州粉・酸化セリウム）を付けた木板やフェルト地回転板で行う。硝子の器体にこうした加工を施す技術は、古代からその事例があるが、特に近世ヨーロッパではボヘミアガラスなど高度な発展を見せた。我が国では江戸時代中期以降江戸切子、薩摩切子の発達によって知られるようになり、魚々子、矢来、籠目といった幾何学文様が生み出された。切子文様を施した器面は、光を乱反射して硝子の持つ透明感、光沢感を輝きによってより効果的に表現できる。

切子硝子は今日伝統工芸品としてその芸術性を評価されている。現代生活の中で身近になっているガラスに、切子技法の伝統技術を活かしつつ新たな創造性を加えた「切子硝子」は伝統工芸技術であるとともに、芸術性も高く、京都府無形文化財として重要である。



渡邊 明氏 切子硝子制作作業

渡邊 明

渡邊明氏は、昭和三十四年（一九五九）兵庫県神戸市に生まれ、昭和五十九年（一九八四）京都大学文学部卒業後、大学在学中から関心を持っていたガラス工芸の道を志し、大阪市のガラス商社カメイガラスに入社した。当時カメイガラス社には切子制作室があり、二人の職人が行っていた。渡邊明氏はそこに加わり、薩摩切子復元研究を重ねていた由利精助氏に昭和六十二年から六十三年にかけて師事し、切子硝子技法の基本を身につけた。カメイガラスでの制作は、平成十年（一九九八）同社が制作室を閉鎖するとともに退社し、同時に京都市上京区へ移住して西陣織の空き工場を利用した工房を構え、その後平成十六年（二〇〇四）現在地に工房を移している。

公募展への出品は平成二年（一九九〇）頃から始め、平成四年（一九九二）第三十九回日本伝統工芸展に「被硝子切子鉢」で初入選し、あわせて日本工芸会会長賞を受賞した。以降入選を重ねて平成七年（一九九五）日本工芸会正会員となる。平成十六年（二〇〇四）第五十一回日本伝統工芸展では「切子蓋物『煌煌と』」で日本工芸会会長賞受賞を果たし、平成二十年（二〇〇八）十一月紫綬褒章を受章している。日本伝統工芸近畿展では平成八年（一九九六）から鑑査委員となり、日本工芸会近畿支部諸工芸部会長、日本工芸会監事と要職を務めて、日本工芸会の指導者的役割を担いつつある。

渡邊明氏の作品は、初期には伝統的な切子技法を丹念に使い分け、清新さの中におおらかでありながら精緻さが感じられる現代的作風であった。近年は切子を施した複数の硝子板を重ねて融着させる「積層技法」にも取り組み、重ね合わされた硝子の切子文様の中に色ガラスや金彩をあしらひ、創造性に溢れた繊細な輝きとともに色彩豊かな作品を制作している。渡邊明氏の一連の作品は、切子硝子品に抱くある種郷愁的・回顧的印象を払拭し、明瞭な輝きを持ちながら優しく揺らぐ光を鑑賞者に印象付けさせる新しい切子硝子作品となっている。

渡邊明氏は、伝統的切子硝子技法を身につけるとともに創作性と芸術性を体現し、今後もわが国を代表する切子硝子作家として活躍が期待されるなど、その存在は重要である。

（有井広幸）

参考文献

- 『サントリー美術館コレクション100 幻想のガラス』土屋良雄 平成九年淡交社
図録『日本のガラス二〇〇〇年―弥生から現代まで』サントリー美術館 平成十一年
『日本伝統工芸展五〇年記念「わがの美」図録』平成十五年

史跡名勝天然記念物

滝岡田古墳
たきおかだこふん

一基（史跡・指定）

与謝郡与謝野町字滝三六三〇番地

与謝野町

滝岡田古墳は、丹後半島の基部を流れる野田川により形成された加悦谷の最奥部に所在し、野田川の支流である滝川の左岸に形成された標高五六メートルの河岸段丘の先端に単独で営まれている。近接して丹後地域と丹波地域を結ぶ古代からの交通路を踏襲する与謝峠越えが通り、古墳からは加悦谷の平野部を一望することができる。

本墳は、平成六年度に加悦町教育委員会（現与謝野町教育委員会）により、現場整備に伴い発掘調査が行われた。その結果、古墳時代後期の直径約二〇メートルを測る円墳で、埋葬施設は横穴式石室であることが確認されている。

墳丘の大半は盛土により形成されているが、古墳の北西側では段丘基部と墳丘とを区画するために幅四・七～五・四メートル、深さ〇・七メートルの溝が設けられている。

横穴式石室は、近隣から採取される花崗岩を主体に構築され、その規模は、玄室幅二・二六メートル、玄室長四・一二メートル、玄室高二・四四メートル、石室全長九・八二メートル以上を測る。玄室平面形は、奥壁から見て右側に袖部を持つ右片袖式で、奥壁より玄門部が広い台形状をなす。羨道部は先端でわずかに開く。奥壁は奥壁幅に近い大型の石材を二段に積み重ね（下段平積み、上段縦積み）、側壁との隙間を小型の石材で充填する。これに対して側壁は、あまり大型の石材は用いず、四～五石程度を平積みまたは横積みする。玄門部は、袖石として右側のみ柱状石材を一石縦積みし、左側壁の玄門に対応する位置は、大型の石材を縦積みして玄室と羨道を区別する。なお、天井は、発掘調査時には玄室に三

石、羨道に一石が遺存していたが、石室の規模から、本来は玄室に四石、羨道には四石以上が架構してあったものと推定されている。

玄室床面には河原石を用いた整備な敷石が施され、その下部中央には、石組みの排水溝を設けている。排水溝は、羨道途中からは素掘りとなり、石室外まで続く。このほか、敷石下部では、柱穴が四個所検出されている。この柱穴は、古墳築造時に玄室内に木柱をたてるなどの行為があったことを示す。

副葬品として管玉一点、漆塗土玉二点、金環十点、鉄地金張装鉄刀一点、鉄刀一点、鉄鏃十三点、馬具（素環鏡板付轡二組、鞍四点、鉸具二点、兵庫鎖二点・吊手金具二点による壺鑑一組）、刀子一点、須恵器六十点以上、土師器四點などがある。これらの多くは玄室奥壁隅部及び玄門部に集積された状況で検出され、埋葬当初の位置をとどめているものは少ないと見られる。ただ、副葬品の総量からすると、回数等是不明ながらも、追葬が行われたものと考えられている。このほか、石室の再利用時に係わる出土品として、玄室内から平安時代から鎌倉時代の土師器、須恵器、黒色土器等がある。

古墳の築造年代は、須恵器の型式から、古墳時代後期の六世紀末から七世紀初頭と考えられ、追葬が行われたとすればごく短期間のうちに行われたものとみられる。

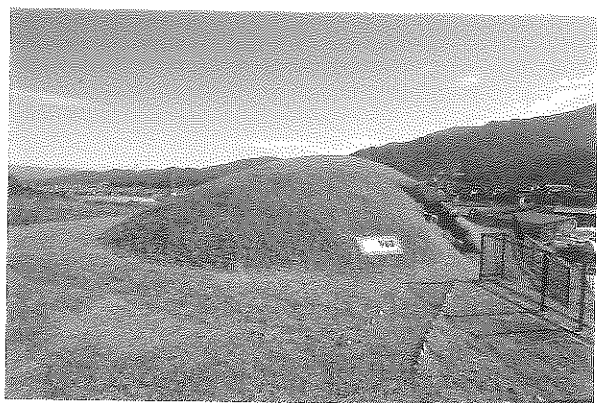
本墳は、古墳時代後期の大型前方後円墳が見られない丹後地域で、墳丘規模や石室規模の両面からみて最大級の古墳に位置付けられ、府内の古墳時代を考える上で重要な古墳のひとつである。また、古代交通路と後期古墳の立地という面でも貴重な資料を提供するものである。

なお、本墳は、調査後、保存及び活用のため整備されている。横穴式石室の築造当初の姿を見学できる府内でも希少な例である。

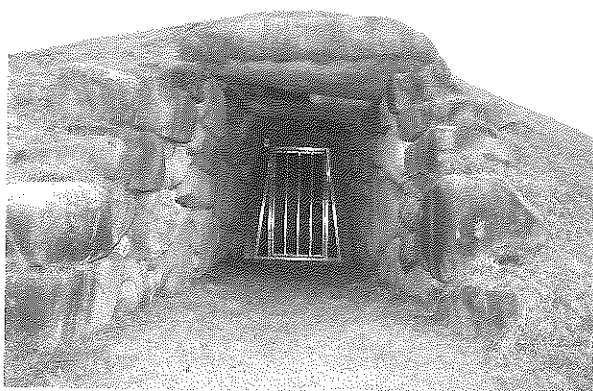
参考文献

佐藤晃一、加藤晴彦ほか『滝岡田古墳』（加悦町文化財調査報告第二三集）加悦町教育委員会 一九九五

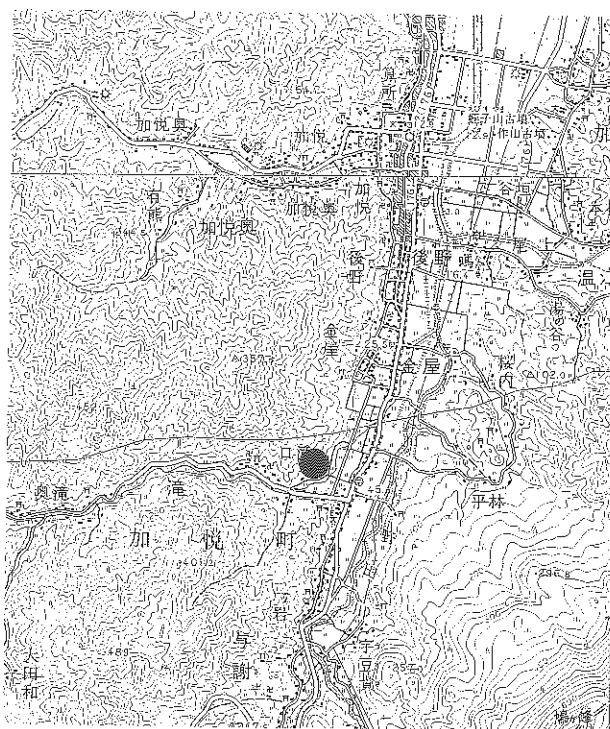
（細川康晴）



墳丘全景（西より）



横穴式石室開口部（南西より）



横穴式石室全景（南西より）

文化的景観

井手町大正池とその水源かん養林景観

所在地 井手町

(選定)

井手町は、京都府南部にあり、北流する木津川の東岸に位置する。町域は北半部が多賀地区、南半部が井手地区とに分けられ、井手地区の中央を木津川の支流である玉川が東から西に流れる。町の地形は東から西に階段状に下がっており、東端は宇治田原町・和束町と接する鷲峰山（標高約六八二メートル）に連なる山地で、標高二〇〇〜四〇〇メートル付近は準平原山地を呈する森林地帯であり、一帯は玉川の源流域となつて葉脈状の浅い谷が刻まれている。この地域では江戸時代に新田開発が行われるとともに、農業用ため池として旧大正池・二ノ谷池が築かれている。玉川が山塊域を抜けた標高五〇〜八〇メートル付近には南北両岸に河岸段丘が広がっており、玉川の水を用水として水田を中心とした耕作地となっている。河岸段丘部に谷を刻んだ玉川は段丘崖付近から、かつて山城地域に多く見られた天井川となつて木津川に合流する。合流域付近は標高二〇〜三〇メートルを測り、木津川右岸堤防と玉川とでT字型に仕切られた地域に、堤防上を国道二四号線、段丘崖の裾をJR奈良線が玉川の下を潜りながら平行して走っている。付近は町の中心地域で、町役場、JR玉水駅、各種商店、小・中学校、住宅地となっている。

玉川流域には各所に公園が設けられており、源流部には大正池とその水源かん養林を利用して「大正池グリーンパーク」、中流域には駒岩に中世に浮き彫りされたと伝える「左馬」が見学できる「左馬ふれあい公園」がある。玉川下流部でも堤防が公園化されており、町の花とされるヤマブキや桜が植えられ、四月には付近で桜祭りが開催され、町民始め山城地域の名所として親しまれている。また、この玉川は、平成二十年（二〇〇八）六月に環境省が選定した全国各地の「名水」

とされる一〇〇箇所の湧水・河川（用水）・地下水である、「平成の名水一〇〇選」ともなっている。

玉川は昭和二十八年（一九五三）の南山城水害のおり、井手町に山城地域の市町村の中で最大の被害をもたらした。源流部の旧大正池が決壊するとともに下流



大正池堤体付近（東から）

の天井川部分の堤防も決壊したため、町の中心部に濁流と土砂が流れ込み、井手地域だけでも死者・不明者一〇七人、罹災者三、八四九人という未曾有の被害となった。この災害を受け、町の復旧、治山・治水事業が京都府・井手町によって相次いで進められた。

現在の大正池は昭和三十五年（一九六〇）に旧二ノ谷池の場所に築造され、総貯水量二十三万トン、受益耕作地面積約七十ヘクタール、満水面積約四ヘクタールの府内最大級の農業用ため池となっている。旧大正池は現在町有グラウンドとして跡地利用がなされており、その水源は用水路によって現在の大正池に導水・貯留されている。

大正池の水源かん養林は、大字多賀小字原山、小字一ノ谷の各一部約七四ヘクタールにおよび、松・杉・檜といった針葉樹のほか、楓・槲などの落葉広葉樹も広がり、樹種も多く、かつて里山として利用されていた様子もうかがえる。現在全域が保安林、森林利用保全重点区域として保護されている。

大正池の再築後三十年を経過した頃、ため池本体の改修の必要性とともに、農業林業の構造変化、担い手不足等による森林荒廃問題が顕在化してきたことを受け、井手町は平成六年（一九九四）度新たに「大正池周辺整備構想」を策定した。これは大正池周辺の自然環境を守りながら生活文化を継承・創造し、潤いの余暇環境を築くことを目的としたものである。また、京都府では、府営地域用水環境整備事業（大正池地区）により大正池の安全な管理と、親しみのある水辺空間の提供を目指すとし、親水施設やため池安全管理施設の整備を平成七年（一九九五）度から平成十六年（二〇〇四）度にかけて実施した。大正池とその水源かん養林は、平成二十年（二〇〇八）一月京都府景観資産に登録されている。

このように井手町・京都府により、池周囲をいわばグリーンツーリズム用地として活用することで、社会的・経済的条件の変化によって荒廃しかねない森林景観を保全するための方策が進められている。この取組はNPO団体の協力を得ながら、現代的機能を加味した府民と森林との新たな関係を模索しつつ、水源かん養林の保全を図ろうとするものである。今後景観修景計画の実施によって、池と森林の一体感がより一層増していくものと期待されている。

このような方策の一環として大正池とその水源かん養林は、府民の憩いの場としての利用も進められており、水害を乗り越えてきた井手町をはじめ南山城地域の災害復興、農業用水源と集水域林地保全を象徴する良好な文化的景観の維持を図っている。

（有井広幸）



大正池全景（北から）

綾部市グンゼの近代製糸産業景観

(選定)
所在地 綾部市

綾部市は、京都府北部の福知山盆地東部を占め、日本海に注ぐ由良川の中流域に広がる。南丹市美山町に源流部を持つ由良川は流域に平地部分が少なく、福知山盆地が唯一まとまった平地といえる。南丹市、京丹波町と山間地を流れ下ってきた由良川は、綾部市域に流れ入って緩やかに流れ、近世近代にわたって由良川を使う川舟による運搬が盛んであったころ、綾部まで船が通ってきていた。緩やかになった流れは土砂も堆積させていくことになり、福知山盆地の由良川沿いには各所に自然堤防が形成された。砂地で水田耕作に適さない自然堤防上では桑栽培が盛んに行われて、地域の養蚕業を支えていたのである。綾部市は旧何鹿郡内町村が合併して昭和二十五年（一九五〇）市制発足となるが、このように何鹿郡は古くから養蚕業が盛んな地域であった。

グンゼは旧何鹿郡綾部町出身の創業者波多野鶴吉が、何鹿郡蚕糸業組合長となり同組合を基に明治二十九年（一八九六）「郡是製絲株式会社」を設立したことによる。そして昭和四十二年（一九六七）グンゼ株式会社へ社名変更し現在に至っている。社名「グンゼ」「郡是」とは、創業地の何鹿郡の地場産業である蚕糸業を、郡域を挙げて振興させるという郡の方針「郡の是（郡、よかれ）」に基づいている。現在グンゼ株式会社は繊維生産・衣料品製造はもとよりプラスチックフィルム、電子部品、不動産賃貸業、スポーツジム運営、メディカル材料等を扱う会社となっており、本社機能は大阪府大阪市へ移転されている。

綾部市はＪＲ綾部駅を挟んで南側には市役所や商店街住宅地が集中している。一方北側は、郡是製絲株式会社発足以降畑地を開発して工場群や住宅群を配置し、現綾部駅北口一帯は、ほぼグンゼの社有地となっている。明治期日本の近代化は製糸業による生糸生産と輸出で外貨を得、重工業化を進めていったことは周知のことであるが、綾部市の近代化と発展もグンゼの発展によることが大きかったといえる。

戦後、製糸産業の国内生産が衰えるとともに、グンゼも事業内容の多角化と生



グンゼ記念館（南東から）

産拠点の分散化が進行し、発祥地である綾部市本社工場の内容も大きく変わってきている。現在綾部本工場の施設は、工場施設、研究所、杜宅群のほか、現在事務棟として使われている昭和八年（一九三三）築の本社屋、現記念館である大正六年（一九一七）築の旧本社、現グンゼ博物館である大正初期築の繭蔵、グンゼ本工場正門、大正後期築の郡製糸蚕事所本館など、近代製糸産業を支えた歴史的建造物群が市道を挟んで建ち並んでおり、市道は電線が地中化・歩道が完備され、景観整備が進められている。

グンゼ記念館は、大正六年（一九一七）に建設された旧本社事務所で、木造二階建洋風建築の外観を呈し、昭和二十五年から記念館として使用されている。内部はグンゼの社史を紹介する主展示室、錦絵ギャラリー、蚕糸室等がある。グンゼ博物館は、大正初期建築の元繭蔵四棟を外観はそのままに、それぞれ「集蔵・歴史蔵・ファッション蔵・新機能蔵」と展示収蔵内容の特徴を示しながら利用している。桑の苑には、世界各地から集めた桑約五〇〇品種二、〇〇〇本を育成している。これらの施設は有料で一般に公開されており、平成十九年には経済産業省から近代産業遺産「綾部市の製糸関連遺産」にも認定されている。

綾部市青野町に所在するグンゼ株式会社本工場は、綾部市の近代化と発展を物語る町並みを残している。グンゼ株式会社は明治二十九年この地に創業し、生糸生産から日本有数の紡績会社へと発展した。グンゼ博物館及びグンゼ記念館等大正期の建物を始めとする歴史的建造物群や、養蚕に欠かせない桑を国内外を問わず収集栽培する桑苑は、整備された市道を挟んで配され、地域の歴史を物語る良好な文化的景観として認められている。

（有井広幸）



繭蔵群（北西から）

文化財紹介シリーズ⑩ 「民俗文化財（民俗技術）（編）」

はじめに

平成十六年五月の文化財保護法の一部改正にともなうて、民俗文化財に地域において伝承されてきた生活や生産に関して用いられてきた技術である民俗技術が加わった。これにより民俗文化財は風俗習慣、民俗芸能、民俗技術の三分野となり、平成十七年度に三件、平成十八年度に二件、平成十九年度に二件、平成二十年度に三件、計十件の民俗技術が重要無形民俗文化財に指定され、平成十九年度に一件、平成二十年度に一件、計二件の民俗技術が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された。

民俗文化財は、昭和二十五年に制定された文化財保護法において民俗資料と呼ばれ、第二条第一項第一号に「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典拠、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料」と記され、有形文化財の一分野として有形の民俗資料が対象であった。しかし、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」という観点から指定された有形文化財としての民俗資料は一件も重要文化財に指定されることはなかった。

このような状況を踏まえて、昭和二十九年五月の改正では第二条第一項第三号に「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と規定され、民俗資料が有形文化財から切り離されて確立し、その中で重要なものは重要有形民俗資料に指定することとなった。この法改正を受けて昭和三十年には「おしらさまコレクション」ほか五件が重要民俗資料に指定された。京都府内では、昭和三十七年五月に「祇園祭山鉦」二十九基が、昭和四十九年十一月に「六波羅蜜寺の庶民信仰資料」二、一六三点が重要民俗資料に指定されている。

その後、昭和五十年七月の改正では、無形の民俗資料についても指定制度が導入されるとともに民俗資料の名称は民俗文化財と改められ、従来の重要民俗資料

から重要有形民俗文化財という名称になり、同時に重要無形民俗文化財の指定制度もスタートした。この改正において、風俗習慣と民俗芸能が無形の民俗文化財として位置付けた。そして、今回の改正により新たな分野として民俗技術が導入されるとともに、有形の民俗文化財に登録制度が導入され、指定、選択、登録という三つの手法によって民俗文化財の保護を図ることとなった。

民俗技術の範囲と保護体制

民俗技術は、地域において伝承されてきた生活や生産に関する技術で、国民の生活に密接に関係した文化的所産であり、国民の生活の推移を知る上で不可欠なものである。しかし、その多くは生業構造の変化や生活の変化などの影響を受けて現在伝承の危機にあり、また同時に、いったん失われてしまうとその技術を復元することは著しく困難なものである。

文化庁が保護の対象とする民俗技術としては、①生産技術、②生活技術が挙げられる。

①の生産技術とは、生計を維持するために用いられてきた生業に関する技術で、主に農林水産業において地域的特色を示すものである。これまでに津軽海峡及び周辺地域で磯漁などに使用されてきたムダマハギやシマイハギなどの小型和船を造る「津軽海峡及び周辺地域における和船製作技術」、千葉県の上総地方で考案された掘り抜き井戸の掘削技術である「上総掘りの技術」、大分県別府市の明礬温泉で湯の花小屋という製造施設において温泉の蒸気である噴気と青粘土を利用して湯の花の結晶を作り出す「別府明礬温泉の湯の花製造技術」（以上、平成十七年度）、新潟県佐渡市の小木半島とその周辺で使われてきた鹽状の舟を製作する「小木のたらい舟製作技術」（平成十八年度）、石川県の能登半島で海面より高い場所に造成した塩田に海水を汲み上げて塩を作る「能登の揚浜式製塩の技術」、奈良県吉野郡内で吉野杉から酒樽の側板であるクレを作りそれをマルワと呼ばれる竹の輪に一定量詰め込む「吉野の樽丸製作技術」、埼玉県秩父市の中津川に伝承される鉄砲堰と呼ばれる木組みの堰を作る「中津川の鉄砲堰製作技術」（以上、十九年度）、秋田県秋田市と仙北市でイタヤカエデを主材料として箕を製作する

「秋田のイタヤ箕製作技術」、千葉県匝瑳市の木積に伝わるタケとフジを材料に農耕用や製茶用などの藤箕を製作する「木積の藤箕製作技術」、鳥根県大田市で刈り上げた稲を乾燥させるためフクロウに似た形状の稲ハデを作り上げる「西田ヨズクハデ製作技術」(以上、平成二十年度)が指定及び選択された。

一方、②の生活技術とは、日常生活において用いられてきた衣食住に関する技術で、地域的な特色を示す典型的なものである。これまでに岐阜県高山市江名子町でニゴと呼ばれる稲藁の穂先やシナの木の内皮を主材料としてバンドリと呼ばれる蓑の製作する「江名子バンドリの製作技術」(平成十八年度)、富山県高岡市で農作業や外出などに利用される菅笠を製作する「越中福岡の菅笠製作技術」(平成二十年度)が指定されている。

さらに、このような民俗技術を發揮するために使用される用具や作業小屋、さらには製品などを有形民俗文化財に指定及び登録することによって保護を図ることとなっている。すでに前述の一部の技術について、用具や製品が重要有形民俗文化財に指定されている例がある。これにより、製品や用具を有形の民俗文化財として、造ったり使ったりする技術が無形の民俗文化財として指定することにより、有形と無形が一体となった総合的な保護を図ることが可能となったのである。

また、民俗技術の指定等に当たっては、無形文化財や選定保存技術で実施しているような技術を持している人を保持者として認定することは行わず、技術の保持者を含んだそれを支援する人々によって構成される団体を保護団体として特定して、集団として技術の保護にあたってもらうことになっている。とはいっても、民俗技術は普段の生活の中で余業的に行うごく一般の人々、季節労働的にある一定期間のみ、あるいは本業を別に持ちながら従事して収入を得る半職人的な人々、そしてその技術によって生計を維持している職人などさまざまな人々によって支えられてきた。これらの人々が保持し伝承している技術は等しく民俗技術であるため、それらのすべてが保護の対象となる。しかし、生活様式や生業構造の変化にともない、民俗技術によって製作されるものが現代の生活の中で必要性が低くなっており、技術によって生計を維持していくことが困難になっているものも少なくない。さらに、そのような技術は後継者を育成することが極めて困

難であり、技術そのものの伝承を危うくさせている。伝承者の高齢化や減少が進む中、保護団体が果たす役割はとても重要である。

京都府内の民俗技術

京都府教育委員会は、昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以降、平成二十年度までに無形民俗文化財に二十二件の指定(うち四件は重要無形民俗文化財指定にともない解除)と六十九件の登録を行ってきた。その中で民俗技術に該当するものは、福知山市夜久野町の丹波漆生産組合によって伝承されている「丹波の漆かき」、丹後半島の山間の集落で伝承されている「丹後の藤織り」(以上、平成三年度)、京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議の会員である六保存会によって伝承されている「宇治茶手もみ製茶技術」(平成十九年度)の三件であり、いずれも無形民俗文化財に指定している。

「丹波の漆かき」は、漆の木に傷をつけてそこから出る樹液を採取する民俗技術で、福知山市夜久野町はかつて多くの男性がそれを生業とした漆かきの本場であった。現在は、漆の需要が落ち込み生業としての基盤を失っていく中、衣川光治氏の実力によって採取技術が伝えられ、その後丹波漆生産組合が保護団体として技術の伝承に取り組んでいる。中でも、漆の増産と後継者育成を見据えて平成十六年から漆の木の植栽を行っており、平成二十一年三月には文化庁「ふるさと文化財の森」に認定された。しかし、干ばつや長雨によって根が育たなかったり、鹿などによる獣害の影響もあり、決して順調ではない。

また、平成十二年に「農匠の郷やくの」の一角にオープンした「やくの木と漆の館」では、漆かきの技術を展示するとともに漆塗り体験ができるなど、生産組合と連携して丹波の漆について広く普及啓発を実施している。

「丹後の藤織り」は、山野に自生する藤づるの皮を剥ぎ、それから取り出した繊維を紡いで布に織り上げる民俗技術で、丹後半島の山間部に伝えられてきた。

大正期、藤布は上世屋(現在の宮津市上世屋地区)だけで年間四〇〇反も織られ、冬になると藤織りの機音が夜更けまで聞こえたという。その藤織りも、木綿の普及とともに急速に廃れ、昭和期には年老いた女性の手で細々と行われてきた

が、現在は丹後藤織り保存会が保護団体として「藤織り講習会」を実施して技術の伝承に取り組んでいる。講習会は、昭和六十年から毎年開催しており、平成二十一年で二十五回を数えるとともに、修了者は四〇〇名を超える。また、会員による作品展も行うなど、積極的に藤織りの魅力を伝える活動を行っている。

「宇治茶手もみ製茶技術」は、チャノキから摘んだ茶葉を蒸してホイロ（焙煎）の上で手もみし乾燥させる民俗技術で、「宇治茶製法」と呼ばれ、京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡協議会の会員である宇治茶製法技術保存協会、京田辺茶手もみ技術保存会、宇治田原手揉保存会、和束茶手揉技術保存会、南山城村茶手もみ技術保存会、社団法人京都府茶業会議所によって構成され技術の向上と伝承に努めている。

機械製茶が主である現在、同連絡協議会が製茶機械の操作技術の原点である手もみ製茶技術の習熟を図るため、毎年研修会や「宇治茶手もみ技術競技大会」を開催して、伝統技術の保護と伝承に重要な役割を果たしている。

一方、有形民俗文化財は平成二十年度までに二件の指定と十二件の登録を行い、民俗技術に関するものは京都府立丹後郷土資料館で収集し、収蔵及び展示している「丹後の紡織用具」（平成元年度）一件の指定がある。

「丹後の紡織用具及び製品」は、京都府立丹後郷土資料館が長年にわたり収集してきた藤織りや裂き織りなど特色ある紡織習俗に関わる総合的、体系的なコレクションで、紡織用具七八九点、製品二二三点の計一、〇二二点からなる。このコレクションは、女性の手仕事として伝えられてきた藤織りや裂き織りが伝承者の高齢化にともない技術が消え去ろうとしている中、地道な民俗調査に基づいて収集を進めた成果で、丹後における紡織習俗の様相を示すものとして価値が高い。京都府は、これまで生活や生産に関して用いられてきた民俗技術について、「丹後の紡織用具」は技術内容の指定とそれに関わる用具や製品の指定という無形・有形双方からの保護を図ってきた。府内に伝承されている他の民俗技術について、今後も登録を含めた無形・有形双方からの保護施策を進めていきたい。

民俗技術の映像記録

無形の民俗文化財を後世に伝える手法として、早くから記録の作成が重視されてきた。無形の民俗は、一般の人々の日常生活のなかで受け継がれてきたものであり、生活環境の変化とともにその姿も変わっていくことを避けることは難しい。つまり、その姿を固定してそのままの形で保存することが困難である以上、記録を作成しそれを保存することが、改善の策として長く文化財としての保護の主要な手段となってきた。その中でも、とくに近年需要が拡大しているのが映像による記録の作成である。映像は、他の記録メディアと比較して、とくに無形の内容を記録するのに多くの利点がある。中でも、芸能や技術のように、体で表現されるわがが重視される対象については、その表現や技術内容を保存し、後世に伝えることができる手段の一つとして位置付けられている。また、映像やそれに伴う音声は、きわめて具体性の高い記録となり、同時にそれを一般の人々に比較的に容易に再生して鑑賞してもらうことが可能である。つまり、幅広い層の人々に、文化財の姿を、具体性をもって伝える効果という点では、文字による報告書よりも有効な記録であるといえる。このように、無形の民俗文化財の保護手法の一つとして、映像による記録の作成と保存・活用は有意義な事業であると考えられている。

京都府では、昭和六十年代からさまざまな補助制度を活用して府指定・登録の無形民俗文化財を中心に映像による記録の作成を断続的に実施してきた。また、近年では平成十三年度から文化庁が各都道府県に委嘱（平成二十一年度から委託）して実施している「ふるさと文化再興事業」を活用して、府立丹後・山城郷土資料館に京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会（以下、実行委員会と略）の事務局を置いて映像記録の作成を行っている。民俗技術に関する映像記録の作成は指定・未指定を問わず実施してきており、その内容は次頁の表のとおりである。なお、実行委員会が製作した映像については両郷土資料館で管理している。以下、その概要について紹介したい。

まず、昭和六十一年に京都府教育委員会が製作した「丹後の藤織り」は、藤づるから取り出した繊維を布に織り上げる丹後半島の山間部に伝わっていた技術を

名 称	製 作 (企画)	制作年度	時 間	仕 様
丹後の藤織り	京都府教育委員会	昭和61年	35分	16ミリ
丹後の木造和船・チョロを作る	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成13年	57分53秒	ビデオ
磯見道具をつくる	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成13年	58分40秒	ビデオ
潮桶をつくる	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成13年	46分	ビデオ
丹後のササ葺き民家 —職人の知恵と技—	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成17年	総集編 19分 各節編 32分	DVD
カンジキをつくる —丹後の生活技術—	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成17年	総集編 14分 各節編 13分	DVD
コンニャク・キャーモチ —丹後の暮らしの知恵・技—	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成17年	総集編 19分 各節編 23分	DVD
丹後の藤織り	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成18年	講習会編 26分 技術伝承編 90分	DVD
宇治田原の古老柿作り	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成19年	一般編 21分 記録編 79分	DVD
亀岡の寒天づくり	亀岡市映像記録作成実行委員会	平成19年	普及版 37分44秒 教材版 15分47秒 記録伝承版 53分17秒	DVD
京たけのこ	京都府ふるさと文化再興事業推進実行委員会	平成20年	一般編 25分 記録編 75分	DVD
保津川船頭の民俗技術 曳船・川作	保津川の世界遺産登録をめざす会	平成20年	一般編 29分50秒 記録編 82分5秒	DVD

表 民俗技術に関する映像記録一覧

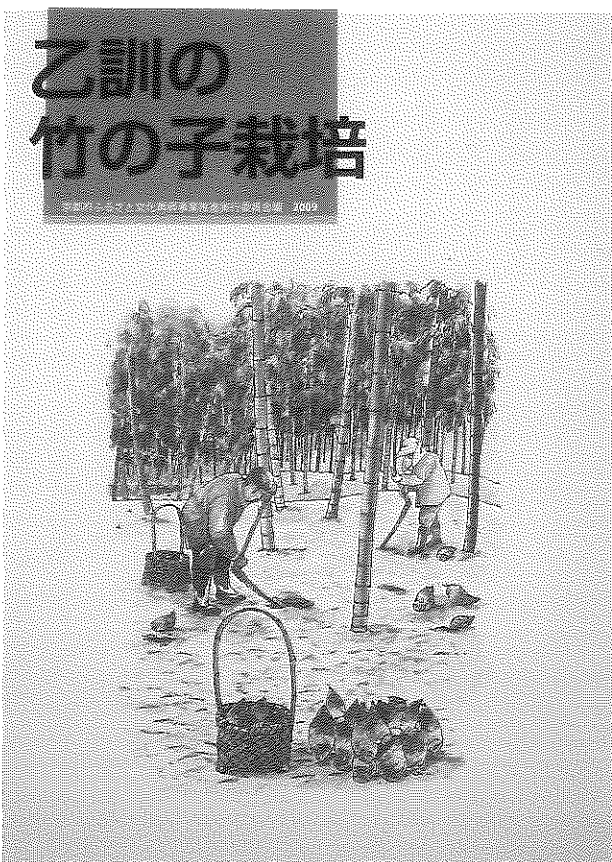
記録したもので、京都府が中心になって実施した最初の映像記録である。宮津市上世屋に在住する伝承者による藤織りの技術を十六ミリで一編に収録している。

次に、平成十三年度に実行委員会が製作した「丹後の木造和船・チョロをつくる」「磯見道具をつくる」「潮桶をつくる」の三本は、丹後の漁業を支えてきた船大工・鍛冶屋・桶屋の職人による技術を記録したものである。漁業には、船をはじめ網や桶や魚を突くヤスなどたくさん道具が必要で、製作工程を映像化するだけでなく、仕事の勘どころや難しい技法などは本人が直接語りかける形で職人技を収録している。

続いて、平成十七年度に実行委員会が製作した「丹後のササ葺き民家」「カンジキをつくる」「コンニャク・キャーモチ」の三本は、丹後半島の山村生活の中で伝承されてきた技術を記録したものである。自然景観を守り伝えてきたササ葺き屋根の屋根葺き、冬季の山村に生きる人々にとって欠かすことのできない雪中歩行具のカンジキ、くず米を無駄にしないでキャーモチ（餅）として食べるなどの食生活を、それぞれ総集編と各節編の二編に収録している。

続いて、平成十八年度に実行委員会が製作した「丹後の藤織り」は、昭和六十一年に製作したものに続く映像記録である。藤織りの技術を後世に継承するため、上世屋の伝承者から技術を学んだ「丹後藤織り保存会」の伝承活動について、現在の保存会の方々による技術の記録と毎年実施している講習会の内容を伝承編と講習会編の二編に収録している。

続いて、平成十九年度に実行委員会が製作した「宇治田原の古老柿作り」は、江戸時代から綴喜郡宇治田原町で行われている干し柿の生産技術を記録したものである。その技術は、カキヤと呼ばれる大型の乾燥施設と、箕を使って行う柿揉み作業など他に例のない特徴的な方法であり、一般編と記録編の二編に収録している。また同年度亀岡市映像記録作成実行委員会が製作した「亀岡の寒天づくり」は、亀岡市畑野町で行われている天然寒天の生産技術を記録したものである。寒天は、テングサなどの海藻を煮溶かして固めたトコロテンを屋外で晒して凍結させ、天日で融解、乾燥させたもので、その製造工程などを普及版、教材版、記録伝承版の三編に収録している。



映像記録の解説書

続いて、平成二十年度に実行委員会が製作した「乙訓の竹の子栽培」は、京都市軟化栽培と呼ばれる独自の生産技術を記録したものである。その方法は、施肥や除草、オヤダケの本数制限、シキワラやツチイレといった土壌作りなど一年間手間をかけて栽培するもので、一般編と記録編の二編に収録している。同年度保津川の世界遺産登録をめざす会が製作した「保津川船頭の民俗技術 曳船・川作」は、江戸時代から昭和初期の頃まで保津川の船頭たちが継承してきた曳船と川作の技術を記録したものである。中でも、曳船は川岸伝いに綱道と呼ばれる道を使って木造船を人力で曳き上げる技術で、曳船の経験を持つ元船頭の指導によって再現した内容を一般編と記録編の二編に収録している。

また、平成二十一年度は、福知山市ふるさと文化再興実行委員会が福知山市内に残る養蚕農家で行われている養蚕技術の映像記録を製作している。今後も府内に残る民俗技術の映像記録作成については、ふるさと文化再興事業等を活用しながら指定・未指定を問わず必要なものについて実施していきたい。

今後の課題

民俗技術は、これまでに述べたとおり伝承者の高齢化や後継者不足などに対処しつつ、文化財として重要なものについては将来にわたる保存継承の問題を考えていく必要がある。現段階においてどのような課題があるのか整理しつつまとめたい。

まず、一点目として技術が安定的に伝承できる体制をどのように築いていくかという問題である。技術の保存伝承には第一に組織的な活動が望ましいと考えられる。伝承者がたとえ少数であっても、その技術に興味や関心をもっている人々や、伝承活動に賛同し、支援してくれる仲間を増やす地道な活動が重要となる。また、伝承活動が実施できる施設の確保も欠かせない。その場合、地域の博物館や資料館等がその役割を担うことを期待されている。民俗技術に関する資料収集をはじめ、普及公開活動を行う場所として有効と考えられ、何よりも伝承の体制づくりが地域を基盤に置いて進めることができるからである。

二点目として、技術を継承していく上で必要な素材をどのように確保するのか

という問題である。伝統的な技術は身近にある材料を用いて発揮されるものが多く、その材料を入手するための知識や加工技術もまた民俗技術を保護する上で不可欠となる。また、その技術一つで完結して存在するものもあるが、いくつかの技術に支えられて存在するものもある。木造船を造る技術を例にすると、船材を山から伐り出す技術、大工道具や船釘などを作る野鍛冶の技術などがその周辺に存在する。丹波の漆かき技術であれば、かくためのウルシの木を育てる植林・育林技術が必要となってくる。これらは、どこかの技術が失われれば技術の伝承が困難になるなど、周辺の技術も重要となってくる。民俗技術の伝承には、原材料の入手や供給の手立てを講じるとともに、ある技術を取り巻く周辺の技術の保護も同時に図っていくことが必要である。

三点目として、技術を公開・活用していく場をどのように設けていくのかという問題である。民俗技術は、祭礼や年中行事のように神社の祭日や正月、盆といった一年の決められた日時に定期的、あるいは周期的に公開されるという性格のものではなく、広く一般の人々が目にしたり、参加したりできる性質を本来持ち合わせていない。また、技術伝承が生業そのものであったり、実際の生活と結びついて継承されてきたことから、文化財としての公開という側面は民俗芸能などと比較すると、その機会に恵まれていない。したがって、伝統的な技術の存在を人々に広く周知し、技術を公開・活用できる定期的な機会を積極的に設けていくことが必要である。いずれも容易に解決できる課題ではないが、常に問題意識を持ちながら技術の伝承に向けたさまざまな取り組みを行っていくことが大切である。

最後に、府内各地域には、その気候や地勢に基づいた特徴ある民俗技術が多数伝承されている。伝統食や農水産物の生産技術を含めて、文化財の観点からかつて自然に根ざした豊かな生活文化を支えていた伝統的な技術を保護し伝承していく手立てを今後も講じていきたい。

(向田明弘)

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成21年11月1日現在)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	文化全 財地 環境 (決定)	選定技 保衛 (選定)	文景 化観 的 (選定)	総合 合計	
		建造物		美術工芸品										風俗 慣習	民俗 芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計							
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																
登録	57	▲2 25	▲7 44		▲2 5						▲2 12					6 6					▲4 43				▲4 43		
	58		7 11			2 1					3					4 4			▲1 5	▲1 5	▲1 19				▲1 19		
	59	▲1 11	▲1 15			2					2					5 5				1 1	▲1 19				▲1 19		
	60		5 11			2					2		1	1	5 6						14				14		
	61		6 9		1 1	2		2	1	1	8			6 3	9						23				23		
	62		4 10			2		2			4		2	5 1	6						16				16		
	63		1 5											4 1	5						6				6		
	元		2 8			1					1		4	2 3	5						12				12		
	2		2 2		2						2		1		3 3						8				8		
	3		1 1												2 2						3				3		
	4	▲1 4	▲1 5					3			3				2 2					▲1 9				▲1 9			
	5		1 1												2 2						3				3		
	6		2 3												1 1						3				3		
	7		2 3											1 1							3				3		
	8		1 1											1 1	2						3				3		
	9		1 4											1 2	3						4				4		
	10		1 2										2		1 1						4				4		
	11		1 1				1				1		2		1 1						5				5		
	12		1 1												1 1						2				2		
	13		1 1											1 1							2				2		
	14		1 1												1 1						2				2		
	15		1 1											1 1							2				2		
	16		1 1																		1				1		
	17		2 3																		2				2		
	18													1 1							1				1		
	19		1 1																		1				1		
	20		1 1																		1				1		
	計	▲4 86	▲9 146		▲2 10		9	1	8	1	1	38		12	24	45	69			▲1 6	▲1 6	▲7 211				▲7 211	
合計	△10 ▲4	△41 ▲9	△2 ▲2	△3 ▲2	△2 56	△2 50	△2 17	△5 48	△1 22	△1 14	△16 ▲2	(認定18) △6	14	△2 32	△1 58	△3 90	△1 23	△1 18	△1 ▲1	△3 ▲1	△38 ▲7	645	68	(認定8) △5	7	5	(認定26) △43▲7
		195	466	60	56	50	17	48	22	14	267	16	14	32	58	90	23	18	▲1 22	▲1 63	725						725

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

その1<指定、決定、選定、(認定)>

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成21年11月1日現在)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	文化財 環境保全 地区 (決定)	選定技 術 (選定)	文景 化観 (選定)	総合 合計
		建造物		美術工芸品										史跡	名勝	天然記念物	小計									
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計															
指 定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1			△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15			△6 55	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1		△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9			△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2		△1 1	1		△2 10		1	△1 1	6	△1 7	△1 2	△1 3	△1 1	△1 6	△5 31	11			△5 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1		△1 11						2	1	2	5	△2 23	4			△2 27	
	61	△1 10	△15 39		1		1	1			3						△1 2	1	△1 2	△2 5	△3 18	5			△3 23	
	62		3	8	3	3		△1 4	2		△1 12						1	1	1	3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1		11							1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1		△1 18	
	元		4	9	2	1		△1 2	1	1	7	(認定1) △1 2	1						1	1	2	△2 16	1			△2 17
	2		1	1	1	△1 1	4		5	1	△1 12			3		3		1	1	2	△1 18	2	(認定2) △2 2		△3 22	
	3		△1 6	△1 12	3	2	4	2	1		△3 12	(認定4) △3 4									△3 22		(認定1) △1 1		△4 23	
	4	△1 4	△4 16	1	1				1		3						1		1	2	△1 9	1			△1 10	
定	5		5	13	1	1	1	1		1	5							1		1	11	1			12	
	6		2	9	2	2	1		3		9	(認定2) △1 2					1			1	△1 14	1			△1 15	
	7		2	6		2	2		2	1	9	(認定2) △1 1									12	1			△1 13	
	8		3	6	△1 2	2	1		2		9										△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16	
	9		3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	(認定2) 1				1			1	13	1			14	
	10		3	14	2	1	1		1	1	2	8								1	1	12	1		13	
	11		2	17	2	2		1		1	6							1		1	9	1			10	
	12	△1 3	△1 12		△1 2	1	1		2	1	1	8					1			1	△3 12	1	(認定1) △1 1		△4 14	
	13		5	20	2	1	1	1	1		1	7					1			1	13	1			14	
	14		4	11	1	1	△1 1	1	1	1	1	7					1			1	△1 12	1			△1 13	
選 定	15		3	10	1	1	△1 2	△1 2		2	△2 8								1	1	△2 12	1			△2 13	
	16		3	8	1	1	1	2	2		1	(認定1) 8	1						1	1	13	1			14	
	17		3	3	2	1	1		1	1	6	(認定2) 1					1			1	11	1			12	
	18		2	11	△1 3	1	2	1		1	△1 8							1		1	△1 11				△1 11	
	19		2	4	2	1		2			5			1		1					8	1		3	12	
	20		1	4	1	1	1		1	1	5	(認定3) 3					1			1	10			2	12	
	計	△10 109	△41 320	△2 52	△3 46	△2 41	△2 16	△5 40	△1 21	△1 13	△16 229	(認定18) △6 16	2	△2 8	△1 13	△3 21	△1 23	△1 18	△1 16	△3 57	△38 434	(認定8) △5 68	7		(認定26) △43 514	

京都の文化財（第二十七集）

平成二十一年十一月発行

発行

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集

京都府教育庁指導部

文化財保護課